本原浜岡発第 112 号 令和3年**1**月9日

原子力規制委員会 殿

住 所 名古屋市東区東新町1番地 申 請 者 名 中部電力株式会社 代表者氏名 代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾

浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる 放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書 (浜岡原子力発電所4号原子炉施設の低圧タービンロータの車軸) の一部補正について

「核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第61条の 2第2項の規定に基づき,令和2年6月5日付け浜岡発第102号をもって申請を行いました「浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書」の本文及び添付書類一式を別紙に差し替えいたします。

以上

別紙:浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質 の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書(浜岡原子力 発電所4号原子炉施設の低圧タービンロータの車軸)本文及び 添付書類

1

本資料のうち,灰色マスキングの内容は機密に係る事項のため公開できません。

浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書

(浜岡原子力発電所4号原子炉施設の低圧タービンロータの車軸) 本文及び添付書類

一 氏名又は名称及び住所並びにその代表者の氏名

名	称	中部電力株式会社
住	所	名古屋市東区東新町1番地
代表者の	氏名	代表取締役社長 # # # #
		社長執行役員 林 欣音

二 放射能濃度確認対象物が生ずる工場等の名称及び所在地

名 称 浜岡原子力発電所 所 在 地 静岡県御前崎市佐倉

三 放射能濃度確認対象物が生ずる施設の名称

名 称 浜岡原子力発電所 4 号原子炉施設

- ・昭和 61 年 11 月 15 日付け本原計発第 35 号をもって「浜岡原子力発 電所原子炉設置変更許可申請書(4 号原子炉の増設及び1号,2 号,3 号原子炉施設の変更)」を提出し、「核原料物質、核燃料物質 及び原子炉の規制に関する法律」(以下、「法」という。)第 26 条第 1項(当時)の規定に基づき昭和 63 年 8 月 10 日付け 61 資庁第 15688 号により増設が許可された浜岡原子力発電所4号原子炉施設 (以下、「浜岡4号炉」という。)をいう。(参考文献1)
- ・放射能濃度確認対象物(以下,「対象物」という。)が生ずる施設の詳細は「添付書類一」に記載した。

- 四 放射能濃度確認対象物の種類,発生及び汚染の状況並びに推定される総重量
- 1. 放射能濃度確認対象物の種類及び推定される総重量
- ・対象物は、浜岡4号炉の修理により取り外した低圧車軸(A)~(C)の3軸であり、推定される総重量は334トンである。

2. 放射能濃度確認対象物の発生の状況

- ・対象物となる低圧車軸(A)~(C)を使用していた時の浜岡4号炉の型式は「濃縮ウラン燃料,軽水減速,軽水冷却,沸騰水型」である。
- ・この低圧車軸(A)~(C)は、原子炉初起動(平成4年12月12日) から第13サイクル原子炉停止時(平成23年5月13日)までの5,246 日間(実効運転期間)使用した。平成24年1月25日から開始した 浜岡4号炉第13回定期検査において、低圧タービン第7段~第12 段の翼取付部(車軸側)の超音波探傷検査及び磁粉探傷検査の結果から、低圧タービンロータ(A)~(C)の取り替えを行った。このうちの低圧車軸が本申請の対象物である。対象物の概要を「(本文)図 -1」に示す。
- ・取り外した低圧車軸3軸は、平成27年7月に浜岡4号炉タービン建 屋から浜岡原子力発電所5号原子炉施設(以下、「浜岡5号炉」という。)タービン建屋へ運搬し、除染を実施した後、汚染防止対策を講 じて保管している。対象物の発生場所及び保管場所を「(本文)図-2」に示す。

3. 放射能濃度確認対象物の汚染の状況

- ・対象物の汚染形態には、中性子の照射を受けて放射性物質が生成されることによる汚染(以下、「放射化汚染」という。)と主蒸気中に含まれる放射性物質が付着することによる汚染(以下、「二次的な汚染」という。)がある。
- ・放射化汚染をもたらす中性子線としては、低圧車軸はタービン建屋で 使用していたことから、原子炉からの直接線及びストリーミング線 の影響は無く、主蒸気中に含まれる中性子源(¹⁷N)がβ崩壊して¹⁶O になる際に放出される中性子線(以下、「主蒸気中の¹⁷N線」という。) となる。

- ・浜岡4号炉の第7段翼(主蒸気密度が最も高く主蒸気中の中性子源 ¹⁷Nの放射能濃度が最も高い主蒸気入口付近にあり,主蒸気に直接曝 される第7段翼の二次的な汚染を除去したもの)を代表サンプルと して,放射化汚染による放射能濃度を分析した結果,「(本文)表-1」 に示すとおり,汚染は検出されなかったことから,放射化汚染は無視 できる程度である。これは先行事例である「浜岡原子力発電所におい て用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価 方法の認可申請書」(平成26年5月1日付け原規規発第1404309号 をもって認可。以下,「浜岡5号炉低圧タービンロータ」という。)で も同様である。(参考文献2)
- 二次的な汚染は、一次冷却設備から溶出した腐食生成物、構造材に微量元素として存在するウラン等が炉心中性子により放射化されることによって放射性物質が生成され、原子炉内で浄化されながら主蒸気に移行して低圧車軸に付着及び減衰することによって生ずる。対象物を使用していた期間、放射性物質による汚染に影響を及ぼすような事故、トラブル及び燃料破損がなかったことから、FP 核種(ウランが炉心中性子で照射されて生成した核分裂性生成物及び中性子捕獲生成物)の影響は僅かであり、CP 核種(一次冷却設備から溶出した腐食生成物が炉心中性子で放射化されて生成した放射性腐食生成物及び一次冷却水が炉心中性子で放射化されて生成した放射性物質)が主である。CP 核種の中では、材料の組成から 60Co が主要な核種となる。これは、運転中に原子炉水中で顕著に検出される核種が60Co であること、事前調査(対象物の除染後における表面汚染サーベイ等)及び先行事例から明らかである。
- ・対象物における二次的な汚染の分布は、主蒸気が低圧車軸の中心部から入り下流側に向かって膨張しながら流れることから、主蒸気入口付近(低圧車軸の中心部)が高く、下流側に向けて低くなる傾向を示す。また対象物は回転体であることから、周方向には均一な汚染の傾向を示す。
- ・福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下,「フォ ールアウト」という。)の影響は見られない。(参考文献 3, 4)
- ・以上より,汚染状況は主に二次的な汚染であり,放射化汚染は無視で きると判断した。

・放射能濃度確認対象物の種類,発生状況,汚染の状況及び推定される
 総重量の詳細は「添付書類二」に記載した。

五 評価に用いる放射性物質の種類

1.評価に用いる放射性物質の種類の選択方法

- ・対象物の放射能濃度の評価に用いる放射性物質(以下,「評価対象核種」という。)は、対象物に含まれる放射性物質のうち、放射性物質の放射能濃度を評価する上で重要となるものを選択する。
- ・評価対象核種は、「工場等において用いた資材その他の物に含まれる 放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を 必要としないものであることの確認等に関する規則」(令和2年8月 13日施行、原子力規制委員会規則第16号。以下、「規則」という。) 別表第1欄の放射性物質のうち、「放射能濃度についての確認を受け ようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の 方法に係る審査基準」(令和2年8月13日施行、原規規発第2007294 号、原子力規制委員会決定。以下、「審査基準」という。)別記第1号 に掲げる33種類の放射性物質(以下、「規則33核種」という。)を 対象に、審査基準に準拠して選択する(参考文献5)。規則別表第2 欄の放射能濃度の単位は Bq/kg となっているが、本申請書では放射 能濃度の単位は Bq/g として扱う。
- ・対象物の汚染形態は、上記「四 放射能濃度確認対象物の種類、発生及び汚染の状況並びに推定される総重量」に記載のとおり、主に二次的な汚染であり、放射化汚染は無視できることから、二次的な汚染の中で放射性物質の放射能濃度を評価するうえで重要となるものを選択する。
- ・二次的な汚染は、上記「四 放射能濃度確認対象物の種類,発生及び 汚染の状況並びに推定される総重量」に記載のとおり、主に CP 核種 が主であり、CP 核種の中では ⁶⁰Co が主要な核種となる。
- ・主要核種⁶⁰Coの放射能濃度は、事前調査に基づき求めた結果、「(本文)表-1」に示すとおり、⁶⁰Coの放射能濃度(D)を規則別表第2 欄の放射能濃度(C)(以下、「基準値」という。)で除した比率 D/C (⁶⁰Co)で1/33以下である。従って、その他の核種は評価対象核種 の選択において考慮する必要はないと判断した。

2.評価に用いる放射性物質の種類の選択結果

- ・以上より、⁶⁰Co 以外の核種の放射能濃度は僅かと判断し、評価対象 核種は⁶⁰Co の1核種とする。
- ・評価に用いる放射性物質の選択の詳細は「添付書類三」に記載した。

六 評価単位

1. 基本的考え方

- ・対象物の汚染は、上記「四 放射能濃度確認対象物の種類、発生及び 汚染の状況並びに推定される総重量」に記載のとおり、周方向では基 準値(D/C(60Co)が1)を下回るレベルで均一な汚染の傾向を示す。
- ・これを踏まえ、評価対象核種の D/C(⁶⁰Co)が1以下であることを判断する重量単位である「評価単位」は軸方向に同一構造となる箇所を分割して設定し、測定により放射能濃度を求める最小の重量単位である「測定単位」は汚染の均一性を考慮して周方向に分割して設定する。

2. 評価単位

・「評価単位」の重量は10トン以下とし、「(本文)図-3」に示すと おり、各低圧車軸とも軸方向に26分割し、それぞれを「評価単位」 とする。

3. 測定単位

- ・「測定単位」は、「(本文)図-3」に示すとおり、放射線測定装置と「測 定単位」の相対位置を考慮して、重量が1トン以下となるよう、「評 価単位」を周方向に分割(60°又は30°)して設定する。
- ・いずれの「測定単位」においても、事前調査の結果、「(本文)図-4」 に示すとおり、D/C(⁶⁰Co)は1を下回るレベルで均一な汚染であり 10は超えない。
- ・「測定単位」のうち、単一の放射線測定装置で1回の測定で放射能量 を測定する領域を「測定領域」として設定する。「測定単位」の形状 により「測定領域」は複数になる場合がある。
- ・評価単位の詳細は「添付書類四」に記載した。

七 放射能濃度の決定を行う方法

1. 放射能濃度の決定方法

- ・評価対象核種は、上記「五 評価に用いる放射性物質の種類」に記載のとおり、二次的な汚染の ⁶⁰Co の1 核種を選択した。従って、二次的な汚染の ⁶⁰Co を測定することによって放射能濃度を決定する。
- ・60Co は γ線を放出する核種であり、 γ線を測定すること及び対象物 が複雑な形状でないことから、放射線測定装置は直接表面汚染を測 定できる汎用の Ge 半導体検出器又は NaI シンチレーションサーベ イメータを用いる。
- ・放射能濃度は,放射線測定法によって求める評価対象核種(⁶⁰Co)の 放射能量を重量で除して決定する。
- ・対象物は回転体構造であり、「(本文)図-4、5」に示すとおり、周方向で基準値(D/C(60Co)が1)を下回るレベルで均一な汚染の傾向を示すことから、「評価単位」毎に「測定単位」の一つを代表「測定単位」として測定し、その結果を基に「評価単位」の放射能濃度を決定する(以下、「サンプリング測定」という。)。
- ・その際、測定及び評価における不確かさを考慮する。
- ・放射能濃度の評価日は、「評価単位」に対応する代表「測定単位」の 測定日とする。
- ・測定の結果、「評価単位」の D/C (⁶⁰Co) が1以下となることを確認し、国の確認を受ける。

2. 放射能量の測定条件

・測定条件として,代表「測定単位」における評価対象核種の D/C(60Co) が 1 以下であることの判断を可能にするための条件であり,評価対象核種(60Co)の放射能換算係数及び計数率を考慮する。

2.1 評価対象核種(⁶⁰Co)の放射能換算係数

- ・放射能換算係数は、放射線測定装置で測定した評価対象核種(⁶⁰Co)の計数率(s⁻¹)と放射能量(Bq)を対応づける換算係数(Bq/s⁻¹)である。
- ・「測定単位」の形状に応じて「測定領域」を設定し、「測定領域」毎に 放射能換算係数を設定する。

- ・放射能換算係数は、「(本文)図-6」に示すとおり、放射線測定装置の検出器と「測定領域」との位置関係により、検出器と「測定領域」の間に遮へいとなる部分が存在しない場合(以下、「ケース A」という。)と、存在する場合(以下、「ケース B」という。)に分けて設定する。
- ・その際,測定結果が保守的となるように放射能換算係数を設定する。

(1) ケース A の放射能換算係数

- ・検出器と「測定領域」の間に遮へいとなる部分が存在しない「測定領域」(ケース A)の測定には Ge 半導体検出器又は NaI シンチレーションサーベイメータを用いる。
- ・「測定領域」の放射能分布は、検出器から最も離れた点に放射能が局 在すると保守的に仮定し、放射能換算係数(Bq/s⁻¹)を整理する。
- このうち Ge 半導体検出器を用いて放射能量を測定する「測定領域」の一部に狭隘部が存在する場合がある。この場合、当該部分の放射能量は表面汚染密度の代表値を用いて設定し、Ge 半導体検出器で測定した放射能量に加算して「測定領域」の放射能量を整理する。
- ・表面汚染密度の測定は、GM 管式サーベイメータ又はプラスチックシンチレーション式サーベイメータを使用し、測定結果が 2.0Bq/cm²未満であることを確認することで、表面汚染密度の代表値は 2.0Bq/cm²
 (令和2年4月1日時点)とする(⁶⁰Co相当:以下、⁶⁰Co相当の表面汚染密度の説明では「⁶⁰Co相当」の記載を省略する。)。

(2) ケース B の放射能換算係数

- ・検出器と「測定領域」の間に遮へいとなる部分が存在する「測定領域」 (ケース B)の測定には Ge 半導体検出器を用いる。
- ・「測定領域」の放射能分布は、「測定領域」毎に Ge 半導体検出器と「測定領域」との位置関係を決め、「測定領域」の評価体系をモデル化し、測定結果が保守的となるよう放射能分布を設定して放射能換算係数(Bq/s⁻¹)を整理する。具体的には、「測定領域」内を小領域に分割し、小領域あたりの放射能量を保守的に設定する。小領域あたりの放射能量は表面汚染密度(代表値)に小領域あたりの面積を乗じて求める。各小領域の放射能量に相当する Ge 半導体検出器の計数率に対する応答関数(s⁻¹/Bq)を遮へい計算で求め、「測定領域」内において計数率(s⁻¹)が最も小さくなる小領域位置から順に各小領域に小領域あたりの放射能量を割り当てていき、「測定領域」の総放射能量(Bq)

と放射線測定装置での計数率(s⁻¹)との関係を放射能換算係数(Bq/s⁻¹)として整理する。その際の表面汚染密度の代表値は、上記(ケース A)と同じである。(参考文献 6)

2. 2 放射能濃度評価に用いる評価対象核種(⁶⁰Co)の計数率

- ・放射能濃度評価に用いる評価対象核種(⁶⁰Co)の計数率は、Ge半導体検出器を用いて測定する場合、計数率の統計的誤差を考慮するため、評価対象核種(⁶⁰Co)の計数率が検出された場合、検出値の95% 片側上限値(検出値+標準偏差の1.645倍)を評価に用いる計数率として採用する。測定した計数率が検出限界値未満であった場合、検出限界値を測定値とする。
- NaI シンチレーションサーベイメータを用いて測定する場合,測定した計数率がバックグラウンドを含めて全て「測定領域」の評価対象核種(60Co)のものとして放射能量に換算することから,測定した計数率を放射能濃度の評価に用いる評価対象核種(60Co)の計数率とする。
 具体的には、以下のとおりとする。

亚伍哥伊格理	評価に用いる計数率 (s ⁻¹)		
計加刈豕核性 (60Co)の測定は用	Ge 半導体検出器	NaI シンチレーショ	
(0000) の側足陥木		ンサーベイメータ	
検出	検出値 +1.645σ	测空体	
検出限界値未満	検出限界計数率	侧足恒	

注) σは検出値の標準偏差。

- ・Ge半導体検出器の検出限界値は,基準値以下であることの判断が可能となるよう検出限界値を設定し,また,測定場所周辺のバックグラウンドの状況及び対象物の遮へい効果を考慮して決定する。具体的には,計数率の統計的誤差を考慮してもD/C(評価対象核種(60Co))が1以下であることの判断が可能となるよう,検出限界値相当で0.05 Bq/g(評価対象核種(60Co))以下となる測定時間を設定する。
- ・NaI シンチレーションサーベイメータを用いて測定する場合,測定した計数率は、バックグラウンドを含む全てを「測定領域」の評価対象 核種(60Co)のものとすることから、検出限界値は設定しない。
- ・Ge半導体検出器の測定時間は,検出限界値相当で 0.05 Bq/g(評価対 象核種(⁶⁰Co))以下となる測定時間を設定する。

- •NaI シンチレーションサーベイメータの測定時間は, 放射線測定装置の特性上, 統計的な誤差が小さい時定数 30 秒の 3 倍以上である 90
 秒以上とする。
- ・Ge半導体検出器の測定の結果,検出限界計数率未満であり,かつ検 出限界値相当で 0.05 Bq/g(評価対象核種(⁶⁰Co))以下とならない場 合,測定条件を見直して再測定を行うか,再除染し再測定を行うか又 は対象物から除外する。

2.3 妥当性確認

 ・両ケースとも、模擬線源を用いて実測し、放射能換算係数と計数率を 用いて求める放射能量の測定方法の妥当性を確認した。

3. 放射能濃度の決定方法に関する不確かさ

- ・放射能濃度の決定における不確かさの要因として、評価対象核種 (⁶⁰Co)の放射能量測定及び重量設定に不確かさがあるものとして、 放射能濃度を決定する。
- ・放射能量測定における不確かさの要因として,放射能換算係数及び評価対象核種(⁶⁰Co)の計数率を考慮する。

- ・放射能濃度を決定するための重量は、対象物を「評価単位」及び「測定単位」に分割して求めた値に不確かさがあるものとして、保守的に 放射能濃度を求める。
- ・放射能濃度の決定を行う方法の詳細は「添付書類五」に記載した。

八 放射線測定装置の種類及び測定条件

- ・放射能濃度の測定に使用する放射線測定装置は、対象物の形状、材質、「評価単位」、汚染の状況に応じた適切なものを選択し、測定効率が 適切に設定されている放射線測定装置とする。測定装置は、原則として 60Co が放出する γ 線測定によく用いられる汎用の Ge 半導体検出 器とし、検出器が近接できない箇所は NaI シンチレーションサーベ イメータ等で測定を行う。
- ・測定条件は、基準値以下であることを適切に判断できるように設定する。

1. 放射線測定装置の種類

- ・放射能濃度は、原則として汎用の Ge 半導体検出器を用いて求める。
 低圧車軸のカップリング穴等の Ge 半導体検出器が近接できない箇所は汎用の NaI シンチレーションサーベイメータを用いて測定するが、NaI シンチレーションサーベイメータが近接できない狭隘部は表面汚染密度の代表値を用いて当該箇所の放射能量とする。
- ・表面汚染密度の測定には,汎用の GM 管式サーベイメータ又はプラ スチックシンチレーション式サーベイメータを用いる。(参考文献 7)

2. 放射線測定装置の測定条件

・放射線測定装置の測定条件として、検出限界値、測定時間及び点検・
 校正を考慮する。

2.1 検出限界値

- Ge半導体検出器の検出限界値は、基準値以下であることの判断が可能となるよう検出限界値を設定する。その際、測定場所周辺のバックグラウンドの状況及び対象物の遮へい効果を考慮する。測定した計数率が検出限界値未満であった場合、検出限界値を測定値とする。
- ・NaI シンチレーションサーベイメータを用いて測定する場合,測定した計数率は、バックグラウンドを含む全てを「測定領域」の評価対象 核種(60Co)のものとすることから、検出限界値は設定しない。

2.2 測定時間

・Ge 半導体検出器の測定時間は、代表「測定単位」の D/C(評価対象 核種(⁶⁰Co))が1以下であることの判断が可能な測定時間とする。 具体的には、計数率の統計的誤差を考慮しても D/C(評価対象核種 (⁶⁰Co))が1以下であることの判断が可能となるよう、検出限界値 相当で0.05 Bq/g(評価対象核種(⁶⁰Co))以下となる測定時間を設定 する。

•NaI シンチレーションサーベイメータの測定時間は, 放射線測定装置の特性上, 統計的な誤差が小さい時定数 30 秒の 3 倍以上である 90
 秒以上とする。

2.3 点検 · 校正

- ・放射線測定装置は、以下の点検・校正を行うことにより、測定効率が 適切であることを確認する。
- ・放射線測定装置を使用する時はあらかじめ日常点検を行う。
- ・1年に1回,放射線測定装置の定期点検(点検・校正)を行う。
- ・放射線測定装置の選択及び測定条件の設定の詳細は「添付書類六」に 記載した。

九 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法

1. 対象物の保管場所

- ・放射能濃度の測定及び評価を行うまで対象物を保管する場所を「保管 エリア」として管理する。
- ・測定及び評価にあたっては、放射性物質による追加的な汚染が生じないように区画してハウスを設置することで「保管エリア」を汚染のおそれのある管理区域から汚染のおそれのない管理区域に変更し、同じ場所を「測定エリア」として、各低圧車軸を構成する全ての「評価単位」の測定及び評価を行う。
- ・測定及び評価を行った結果,全ての「評価単位」において評価対象核 種(⁶⁰Co)のD/Cが1以下となることを確認した低圧車軸は,同じ 場所を「確認待ちエリア」として国の確認までの間,保管する。
- ・「保管エリア」,「測定エリア」及び「確認待ちエリア」(以下,「保管 エリア等」という。)の候補地は,「(本文)図-2」に示すとおり,浜 岡5号炉タービン建屋3階である。

2. 対象物の保管方法

- ・対象物への異物の混入,放射性物質による汚染及び経年変化を防止するため、以下の措置を講ずる。
- ・対象物に追加的な汚染が生じないよう、「保管エリア」で保管する際には対象物を養生し、「測定エリア」及び「確認待ちエリア」はハウスを設置して汚染のおそれのない管理区域として管理する。
- ・対象物は切断して容器に収納することはせず一体で取り扱い、「保管 エリア等」は立入防止のための柵を設置し出入口を施錠して管理する。
- ・保管エリア等は, 放射能濃度確認担当部署の責任者の承認を受けた者 以外の者が立ち入らないように制限する。
- ・対象物は異物が混入する構造になっていないため、測定後の対象物に 測定前の対象物等が混入することはないが、対象物が「測定前」、「測 定中」、「測定済み(国の確認前)」あるいは「確認済み(国の確認を 受けた物)」であることが分かるように識別管理する。
- 「保管エリア等」では、追加汚染防止措置を講じて対象物を保管する とともに、放射能濃度の測定から国の確認までの間、厳格な品質管理 を行う。
- ・放射線測定装置を用いた測定は、汚染のおそれのない管理区域である 「測定エリア」において実施する。
- ・対象物を運搬する際は、追加的な汚染が生じないような措置を講じるか、追加的な汚染のおそれのない経路を選定する。
- ・放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法の詳細を「添付書類七」
 に記載した。

十 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム

- ・放射能濃度の測定及び評価に係る品質保証の体制を,審査基準の要求 事項を踏まえ,保安規定等に定める。
- ・放射能濃度の測定及び評価並びに対象物の保管管理を高い信頼性を もって実施し、これらを維持・改善するための品質保証活動を次のと おり実施する。
- ・品質保証体制は社長をトップマネジメントとして構築し、体系化した 組織及び文書類により、放射能濃度の測定及び評価のための一連の業 務に係る計画、実施、評価及び改善のプロセスを実施するための品質 保証計画を定める。

- ・対象物の発生から分別,放射能濃度の測定及び評価,保管管理,搬出, これら一連の管理に関する記録の作成及び保存並びに不適合発生時の処置を行う際には,品質保証活動を実施し,放射能濃度の測定及び 評価並びに対象物の保管管理に関する業務の信頼性を確保する。
- ・浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定,原子力品質保証規程及び品質
 保証計画書並びにこれらに基づく下部規程に品質マネジメントシステムに関する事項を定めて実施するとともに,継続的に改善していく。
- ・放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムの詳細を「添付書類八」に記載した。

以上

参考文献

- 「浜岡原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(4号原子炉の増設及び1号,2号,3号原子炉施設の変更)」(本原計発第35号,昭和61年11月15日)
- 2.「浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の 放射能濃度の測定及び評価方法の認可申請書」(平成 26 年 5 月 1 日 付け原規規発第 1404309 号をもって認可)(浜岡 5 号炉低圧タービ ンロータ)
- 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて (内規)」(経済産業省原子力安全・保安院,平成24・03・26原院第 10号)
- 4.「浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書」(平成 31 年 3 月 19 日付け原規規発第 1903191 号をもって認可)(浜岡 1,2 号炉解体撤 去物)
- 5.「放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準」(令和2年 8月13日施行,原規規発第2007294号,原子力規制委員会決定。)
- 6. 特許第 6228024 号「放射能評価方法及び放射能評価プログラム」
- 7. JIS Z 4504:2008 「放射性表面汚染の測定方法-β線放出核種(最 大エネルギー0.15MeV以上)及びα線放出核種」

本文 図表リスト

(本文) 図-1	タービン設備の概要

- (本文) 図-2 対象物の発生場所及び保管場所
- 「評価単位」、「測定単位」及び「測定領域」の概要 (本文) 図-3
- (本文) 図-4 除染後における対象物の周方向の汚染状況
- (本文) 図-5 サンプリング測定の概要
- (本文) 図-6
 - 放射能換算係数と「測定領域」内の放射能分布の関係
- (本文)表-1 対象物の放射能濃度の測定結果(浜岡4号炉)

(本文) 図-1 タービン設備の概要

対象物は、低圧タービンを構成する車軸である。代表で低圧車軸(A)を示す。

(1) タービン設備の概要



(2)対象物の概要



出典 浜岡原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(4号原子炉の増設及び1号, 2号,3号原子炉施設の変更)

(本文) 図-2 対象物の発生場所及び保管場所(1/2)

対象物の「発生場所」は浜岡4号炉タービン建屋である。また,浜岡5号炉タービン建屋 は、「保管エリア」「測定エリア」及び「確認待ちエリア」の候補地である。

出典 浜岡原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(5号原子炉の増設)

(本文) 図-2 対象物の発生場所及び保管場所(2/2)

発生場所:浜岡4号炉タービン建屋3階

出典 浜岡原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(4号原子炉の増設及び1号, 2号,3号原子炉施設の変更)

保管場所:浜岡5号炉タービン建屋3階

・「保管エリア」「測定エリア」及び「確認待ちエリア」の候補地を点線で示す。

出典 浜岡原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(5号原子炉の増設)

(本文) 図-3 「評価単位」,「測定単位」及び「測定領域」の概要

- ・各低圧車軸とも軸方向に26分割し、それぞれを「評価単位」とする。
- ・「測定単位」は「評価単位」を周方向に分割して設定する。
- ・「測定単位」のうち,単一の放射線測定装置で1回の測定で放射能量を測定する領域を「測 定領域」とする。「測定単位」の形状により「測定領域」は複数になる場合がある。



本文図表-4

(本文) 図-4 除染後における対象物の周方向の汚染状況(1/3)

除染前に汚染が顕著に確認された主蒸気入口付近(第7-8段間)の除染後における周方向の汚染状況(表面汚染密度)を放射能濃度(D/C)に換算した結果を下図に示す。

測定点毎に多少の差異はあるものの, D/C(⁶⁰Co)は1を下回るレベルで均一な汚染であり10は超えない。

(1) 低圧車軸(A)



本文図表-5

刻印0°起点の角度

(本文) 図-4 除染後における対象物の周方向の汚染状況(2/3)



(2) 低圧車軸(B)



(本文) 図-4 除染後における対象物の周方向の汚染状況(3/3)

⁽³⁾ 低圧車軸(C)



(本文) 図-5 サンプリング測定の概要



・「評価単位」Aを周方向に分割し、「測定単位」A-1~A-6とする。

Ge:Ge半導体検出器



- ・低圧車軸は回転体構造であることから、周方向の汚染は一定レベル以下で同程度と評価した。対象物は、除染(ブラスト除染)を行い、追加汚染防止措置を講じて保管している。
 事前調査の結果(表面汚染密度)を基に対象物の放射能濃度を評価した結果、いずれの「測定単位」においても D/C(⁶⁰Co)は1を下回るレベルで同程度と評価した。
- ・したがって、サンプリング測定により「評価単位」の放射能濃度を求めることとし、「評価単位」毎に「測定単位」の一つを代表「測定単位」として測定し、その結果を基に「評価単位」の放射能濃度を決定する。上図は、「評価単位」Aを構成する代表「測定単位」A・1の放射能濃度を基に「評価単位」Aの放射能濃度を決定する場合の例である。

(本文) 図-6 放射能換算係数と「測定領域」内の放射能分布の関係

放射能換算係数と「測定領域」内の放射能分布の関係を以下に示す。

(1) ケースA

・「測定領域」の放射能分布は、検出器から最も離れた点に放射能が局在すると保守的に仮 定し、放射能換算係数(Bq/s⁻¹)を整理する。



(2) ケースB

- ・「測定領域」内を小領域に分割し、小領域あたりの放射能量を保守的に設定する。
- ・小領域あたりの放射能量は表面汚染密度(代表値)に小領域あたりの面積を乗じて求める。
 ・各小領域の放射能量に相当する Ge 半導体検出器の計数率に対する応答関数(s⁻¹/Bq)を 遮へい計算により求め,「測定領域」内において計数率(s⁻¹)が最も小さくなる小領域位 置から順に各小領域に小領域あたりの放射能量を割り当てていき,「測定領域」の総放射 能量(Bq)と放射線測定装置での計数率(s⁻¹)との関係を放射能換算係数(Bq/s⁻¹)とし て整理する。



[※]実際の測定領域は左図のような扇型であり、右図の直方体は簡略図である。

(本文) 表-1 対象物の放射能濃度の測定結果(浜岡4号炉)

(1) 放射化汚染

・浜岡4号炉の第7段翼(主蒸気密度が最も高く主蒸気中の中性子源¹⁷Nの放射能濃度が 最も高い主蒸気入口付近にあり,主蒸気に直接曝される第7段翼の二次的な汚染を除去 したもの)を代表サンプルとして,放射化汚染による⁶⁰Coの放射能濃度の測定結果を以 下に示す。測定の結果,汚染は検出されず,検出限界値でも基準値の1%未満であること から,放射化汚染は無視できる程度である。

(令和2年4月1日時点)

試料採取箇所	放射能濃度	①検出限界値(D)	②基準値(C)	①/② (D/C)
	(Bq/g)	(Bq/g)	(Bq/g)	(-)
第7段翼(A)	検出限界値 未満	$1.4 imes 10^{-4}$	0.1	$1.4 imes 10^{-3}$

(2) 二次的な汚染

・除染前に汚染が顕著に確認された主蒸気入口付近(第7-8段間)の除染後における二次的な汚染による 60Coの放射能濃度は 2.7×10-3Bq/g であり、これを D/C に換算すると 2.7×10-2となる。これは、審査基準(3.1項)の但し書きにある 1/33(3.0×10-2)以下である。

(令和2年4月1日時点)

表面汚染密度	比表面積	①放射能濃度(D)	②基準値(C)	①/② (D/C)
(Bq/cm^2)	(cm^2/g)	(Bq/g)	(Bq/g)	(-)
$1.7 imes 10^{-1}$	$1.6 imes 10^{-2}$	$2.7 imes 10^{-3}$	0.1	$2.7 imes 10^{-2}$

<補足>

- ・除染前に汚染が顕著に確認された主蒸気入口付近(第7-8段間)の除染後の表面汚染密度 (当該箇所の平均値)を基に評価した値であり,車軸全体で最も高い場所と評価した。
- ・実際の測定及び評価では、本文「七 放射能濃度の決定を行う方法」に記載のとおり、測 定及び評価の保守性や不確かさを考慮して行い、基準値(D/C(⁶⁰Co)が1)以下である ことを確認する。

添付書類

- 一 放射能濃度確認対象物が生ずる施設に関する説明
- 二 放射能濃度確認対象物の種類,発生状況,汚染の状況及び推定される総重 量に関する説明
- 三 評価に用いる放射性物質の選択に関する説明
- 四 評価単位に関する説明
- 五 放射能濃度の決定を行う方法に関する説明
- 六 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に関する説明
- 七 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関する説明
- 八 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関する説明

添付書類 一

放射能濃度確認対象物が生ずる施設に関する説明

放射能濃度確認対象物が生ずる施設に関する説明

- ・対象物が生ずる施設は,昭和 61 年 11 月 15 日付け本原計発第 35 号をもっ て「浜岡原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(4 号原子炉の増設及び 1 号,2号,3 号原子炉施設の変更)」を提出し,法第 26 条第 1 項(当時)の 規定に基づき昭和 63 年 8 月 10 日付け 61 資庁第 15688 号により増設が許 可された浜岡 4 号炉のタービン設備である。(参考文献 1)
- ・対象物は、熱出力 3,293 MW の濃縮ウラン燃料を用いた軽水減速・軽水冷却・沸騰水型原子炉である浜岡4号炉で使用した低圧タービンロータを構成する車軸(低圧車軸)である。
- ・浜岡4号炉の運転状況の概要を「(添付1)表-1」に示す。
- ・浜岡4号炉は、平成元年2月22日に着工し、平成4年12月12日に原子炉を初起動(以下、「原子炉初起動」という。)、平成4年12月21日に蒸気タービンを初起動し、平成5年9月3日に営業運転を開始した。
- ・平成23年5月6日付け要請書「浜岡原子力発電所の津波に対する防護対策の確実な実施とそれまでの間の運転の停止について」(平成23・05・06原第1号)への対応として、平成23年5月13日に原子炉を停止し(以下、「第13サイクル原子炉停止時」という。)、平成24年1月25日から浜岡4号炉第13回定期検査を開始した。
- ・タービン設備は,蒸気タービン,復水器,循環水系,復水・給水系,計測制 御装置等で構成する。
- ・原子炉で発生した蒸気は、主蒸気管、主蒸気ヘッダを通り主蒸気止め弁及び 蒸気加減弁を経て高圧タービンに入る。高圧タービンの排気は湿分分離加熱
 器、中間蒸気止め弁及びインタセプト弁を経て低圧タービンに入り復水器に
 導かれる。
- ・復水器で凝縮した復水は、復水ポンプ、復水浄化系及び給水加熱器を通り、 原子炉給水ポンプにより給水として原子炉圧力容器に戻される。
- ・給水加熱器を通る復水,給水は,タービン抽気によって加熱される。低圧給 水加熱器及び高圧給水加熱器で凝縮したドレンは復水器に戻される。
- ・原子炉で発生した蒸気を蒸気タービンに通さずに直接復水器へ導くタービン バイパス系を設けてある。
- ・タービン設備の概要を「(本文) 図−1」及び「(添付1) 表−1」に示す。

参考文献

 浜岡原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(4 号炉の増設及び1 号,2 号,3 号原子炉施設の変更)

添付書類 一 図表リスト

(添付1)表-1 浜岡4号炉の運転状況及びタービン設備の概要

(添付1) 表-1 浜岡4号炉の運転状況及びタービン設備の概要

炉型式	軽水減速,軽水冷却,沸騰水型		
熱出力	3,293 MW		
炉心形状	円柱(炉心等価直径 約4.8m,炉心有効高さ 約3.7m)		
燃料	濃縮ウラン燃料		
着工年月日	平成元年 2 月 22 日		
初起動年月日	平成4年12月12日		
蒸気タービン	平成 4 年 12 月 21 日		
起動年月日			
営業運転開始			
年月日	平成3年9月3日		
第13サイクル	亚子 20 年 7 日 10 日		
原子炉停止日	十成 23 平 3 月 13 日		

(1) 運転状況の概要

(2) タービン設備の概要

形式		くし形 6 流排気復水式(再熱式)	
台数		高圧タービン1台,低圧タービン3台	
電気出力		約 1,137 MW	
回転数		1,800 rpm	
蒸気条件	圧力	$6.55 MPa (gage) (66.8 kg/cm^2 g)$	
	温度	282°C	
	湿り度	0.4%	
蒸気流量		約 6,400 t/h(高圧タービン入口において)	
主蒸気止め弁閉止時間		約 0.1 秒	
蒸気加減弁閉止時間		約 0.2 秒	

<補足>

・浜岡原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(4 号原子炉の増設及び 1 号,2 号,3 号原子炉施設の変更)を基に作成

添付書類 二

放射能濃度確認対象物の種類,発生状況, 汚染の状況及び推定される総重量に関する説明

放射能濃度確認対象物の種類,発生状況,汚染の状況及び推定される総重量に 関する説明

1. 対象物の種類

- ・対象物は,浜岡4号炉の低圧タービンロータ(A)~(C)の取り替えで発生した低圧車軸である。
- ・ g/cm³である。 密度¹は7.85

2. 対象物の発生状況

- ・対象物となる低圧車軸(A)~(C)は、原子炉初起動(平成4年12月12日)から第13サイクル原子炉停止時(平成23年5月13日)までの5,246日間(実効運転期間)使用した。第13回定期検査において、低圧タービン第7段~第12段の翼取付部(車軸側)の超音波探傷検査及び磁粉探傷検査の結果から、低圧タービンロータ(A)~(C)の取り替えを行った。このうちの低圧車軸が本申請の対象物である。対象物の概要を「(本文)図-1」に示す。
- ・対象物は、取り外し後、平成27年7月に浜岡5号炉タービン建屋に運搬し、
 平成29年1月17日~平成29年2月27日にかけて除染(ブラスト除染)を
 行い、追加汚染防止の措置を講じて保管している。対象物の発生場所及び保管
 場所を「(本文)図-2」に示す。

3. 対象物の汚染の状況

- ・対象物の汚染形態には、中性子の照射を受けて放射性物質が生成されることによる汚染(放射化汚染)と主蒸気中に含まれる放射性物質が付着することによる汚染(二次的な汚染)がある。
- 汚染状況は主に二次的な汚染であり、放射化汚染は無視できる。
- ・福島第一原子力発電所事故に伴うフォールアウトの影響はみられない。
- ・対象物の汚染の形態及び汚染の程度を以下に示す。

3.1 放射化汚染

・放射化汚染をもたらす中性子線としては、低圧車軸はタービン建屋で使用して いたことから、原子炉からの直接線及びストリーミング線の影響は無く、主蒸 気中に含まれる中性子源(¹⁷N:半減期 約4秒)がβ崩壊して¹⁶Oになる際

¹ 密度の測定は、JIS Z 8807:2012「固体の密度及び比重の測定方法」に準拠した。

に放出される中性子線(主蒸気中の ¹⁷N 線)となる²。(参考文献 1,2)

- ・浜岡4号炉の第7段翼(主蒸気密度が最も高く主蒸気中の中性子源¹⁷Nの放射能濃度が最も高い主蒸気入口付近にあり,主蒸気に直接曝される第7段翼の二次的な汚染を除去したもの)を代表サンプルとして,⁶⁰Coの放射能濃度を測定した結果,「(本文)表-1」に示すとおり,汚染は検出されず検出限界値(1.4×10⁻⁴ Bq/g)未満(令和2年4月1日時点)であり,検出限界値でも基準値(規則別表2欄の放射能濃度,この場合⁶⁰Coとして0.1Bq/g)の1% 未満であることから,放射化汚染は無視できる程度である。
- ・これは先行事例である浜岡 5 号炉低圧タービンロータでも同様であり、低圧 タービンロータの主蒸気入口付近(第8段翼)から試料を採取して、二次的な 汚染を除去して⁶⁰Coの放射能濃度を測定した結果、「(添付2)表-1」に示す とおり、汚染は検出されず検出限界値(5.4×10⁻⁴ Bq/g)未満(平成25年4月 1日時点)であり、検出限界値でも基準値の1%未満である。(参考文献3)

3.2 二次的な汚染

- ・主蒸気に含まれる放射性物質が対象物に付着することによる二次的な汚染は、
 「(添付 2) 図-1」に示すとおり、「一次冷却設備から溶出した腐食生成物が
 炉心中性子で放射化されて生成した放射性腐食生成物」及び「一次冷却水が炉
 心中性子で放射化されて生成する放射性物質」(CP 核種)と「燃料集合体及
 び炉内の構造材の微量元素として存在するウランが炉心中性子で照射されて
 生成した核分裂生成物及び中性子捕獲生成物で系統水中に放出されたもの」
 (FP 核種)が、原子炉内で浄化されながら主蒸気に移行して低圧車軸に付着
 及び減衰することによって生ずる。
- ・二次的な汚染は、浜岡 5 号炉低圧タービンロータ車軸においても同様である ように、主蒸気が低圧車軸の中心部から入り下流側に向かって膨張しながら 流れることから、主蒸気入口付近(車軸の中央部:第7-8段間)が高く、下流 側である主蒸気出口付近(第14段方向)に向けて低くなる傾向を示す。また 対象物は回転体であることから、周方向では基準値を下回るレベルで均一な 汚染の傾向を示す。

² 主蒸気中の ¹⁷N 線(¹⁷N から放出される中性子線は, 0.38 MeV~1.7 MeV にわたり 4 本のモ ノピークの高速中性子)以外に「主蒸気中の高エネルギー y 線放出核種(¹⁶N,¹⁹O 等)によ る(y, n)反応による中性子」及び「主蒸気中に移行した遅発中性子先行核(¹³⁹I, ⁹⁰Br 等)の崩壊により放出される中性子」があるが、これらは僅かであり、また上記(¹⁷N)の 測定値に含まれるため、「主蒸気中の ¹⁷N 線」のみを想定することは妥当と判断した。

- ・対象物の表面汚染密度の調査結果を「(本文)図-4」及び「(添付2)図-2」 に示す。具体的には以下のとおりである。
- ・二次的な汚染が最も高い箇所は主蒸気入口付近(第 7-8 段間)となることから、除染前における低圧車軸(A)~(C)の主蒸気入口付近(第 7-8 段間の代表点)の表面汚染密度(⁶⁰Co相当,以下「⁶⁰Co相当」の記載を省略する。)を測定した結果、低圧車軸(A)は1.2 Bq/cm²、低圧車軸(B)は1.5 Bq/cm²、低圧車軸(C)は1.0 Bq/cm²であった。
- ・表面汚染密度は3軸とも同程度であるが、最も高い値を示した低圧車軸(B) を代表車軸として除染前における軸方向の表面汚染密度を測定した結果、主 蒸気入口付近(第7-8段間)が最も高い値を示し、主蒸気の下流側に向けて低 くなり、また低圧車軸の構造上、主蒸気が触れない箇所では汚染は殆ど検出さ れなかった。
- ・除染後の汚染状態を確認するため,除染前に汚染が顕著に確認された主蒸気入 ロ付近(第7-8段間)における周方向の表面汚染密度を測定した結果,いずれ の車軸も一定レベル以下で周方向には均一な汚染傾向を示し,3軸全体の平均 値は1.7×10⁻¹Bq/cm²,最大値は4.4×10⁻¹Bq/cm²である(令和2年4月1日 時点)。
- ・二次的な汚染は、除染前に汚染が顕著に確認された箇所(第7-8段間)では、 表面汚染密度(当該部分の平均値で 1.7×10⁻¹ Bq/cm²)に「(添付 2) 表-2」 に示す「評価単位」No. 12, 14 の比表面積(当該部分の平均値で 1.6×10⁻² cm²/g)を乗じることにより求めた結果, 2.7×10⁻³ Bq/g と評価した。
- ・対象物を使用していた期間,放射性物質による汚染に影響を及ぼすような事故,トラブル及び燃料破損がなかったことから,FP 核種の影響は僅かであり, CP 核種が主である。CP 核種の中では,材料の組成から ⁶⁰Co が主要な核種となる。これは,以下の事例から明らかである。
- ・浜岡4号炉の運転中に原子炉水中で顕著に検出される核種は、「(添付2)表-3」に示すとおり、⁶⁰Coである。
- ・対象物の二次的な汚染の核種を確認するため、低圧車軸と同じ使用環境で暴露している翼のうち、主蒸気入口付近の翼(除染前の第7段翼(A)~(C))から代表試料を採取し、二次的な汚染部分を用いて放射化学分析を行った。その結果、「(添付2)表-4」に示すとおり、60Co、63Ni、90Sr及び137Csを検出し、このうち60Coが最も高い値を示した。
- ・先行事例では,浜岡 5 号炉低圧タービンロータの主蒸気入口付近にある低圧 車軸の第8段及び第8段翼(いずれも除染前)から代表試料を採取し,二次 的な汚染部分を用いて放射化学分析を行った。その結果,「(添付2)表-5」

に示すとおり、低圧車軸から ⁶⁰Co, ⁹⁰Sr, ¹³⁴Cs 及び ¹³⁷Cs を検出し, 翼から ⁶⁰Co, ⁹⁰Sr 及び ¹³⁷Cs を検出し, いずれも ⁶⁰Co が最も高い値を示した。

・先行事例である浜岡 5 号炉低圧タービンロータにおいて,規則 33 核種から ³H を除いた規則 32 核種の核種組成比(基準核種を ⁶⁰Co とし,基準核種(⁶⁰Co) の放射能濃度を1(Bq/g)として算出した規則 32 核種の放射能濃度)を評価した結果,「(添付 2)表-6」に示すとおり,規則 32 核種の放射能濃度(D)を規則別表 2 欄の放射能濃度(C)(基準値)で除した比率(D/C)の合計(Σ D/C(規則 32 核種))に対する D/C(⁶⁰Co)の割合は 94%であった。浜岡 5 号 炉の代表サンプル(第8 段翼)を用いて二次的な汚染部分の ³H を分析した結果,検出限界値未満であったことから,規則 33 核種に対する ³H の寄与割合は無視できると判断した結果,ΣD/C(規則 33 核種)に対する D/C(⁶⁰Co)の割合は 90%以上と評価でき,従って,二次的な汚染の主要な核種は ⁶⁰Co である。

3.3 フォールアウト

- ・福島第一原子力発電所事故に伴うフォールアウトは、「東京電力株式会社福島 第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材 等の安全規制上の取扱いについて(内規)」(経済産業省原子力安全・保安院, 平成24・03・26 原院第10号)に基づき、¹³⁴Cs及び¹³⁷Csを調査対象核種と する。(参考文献4)
- ・フォールアウトの調査方法及び評価結果は、「浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書」(平成31年3月19日付け原規規発第1903191号をもって認可)(浜岡1,2号炉解体撤去物)³に示すとおり、対象物の発生場所(浜岡4号炉)及び現在の保管場所(浜岡5号炉)において、全て理論検出限界計数率未満であった。(参考文献5)
- ・以上より、フォールアウトの影響はみられないと評価した。

³ 調査は JNES-RE-2012-0014「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴うフォール アウトの影響の有無を判断する測定方法の検討」に準拠し、61 箇所実施した(平成 29 年 5 月 26 日~平成 29 年 8 月 24 日)。本申請に関係する「浜岡 4 号炉タービン建屋給気フィルタ 室」、「浜岡 5 号炉タービン建屋給気フィルタ室」及び「浜岡 5 号炉タービン建屋 3 階面(対 象物の保管場所、並びに測定エリア及び確認待ちエリアの候補地)」の全てにおいて理論検出 限界計数率未満(検出限界値: 3.6×10⁻²Bq/cm²以下、¹³⁷Cs 相当)であった。フォールアウ トの調査対象核種は、上記 3.3 項に記載のとおり¹³⁴Cs 及び¹³⁷Cs であるが、¹³⁴Cs は核分裂 収率が¹³⁷Cs と同程度であることに加え半減期が¹³⁷Cs より短いことから、¹³⁷Cs の影響が認 められないことをもって、¹³⁴Cs の影響は無いと判断した。
4. 対象物の推定される総重量

4.1 推定総重量の求め方

- ・対象物を軸方向に同一構造となる箇所を選定し,26分割して体積及び比表面 積を求める。
- ・対象物から代表試料を採取して密度を測定し、これに上記の体積を乗じることにより推定総重量とする。

4.2 推定総重量

- ・対象物の密度は測定の結果 7.85 g/cm³である。
- ・「(添付 2) 表-2」に示すとおり,低圧車軸(A)は109トン,低圧車軸(B) は111トン,低圧車軸(C)は114トンであり,本申請における対象物の推定 総重量は合計 334トン⁴である。
- ・比表面積は、「(添付 2) 表-2」に示すとおり、除染前に汚染が顕著に確認された第 7-8 段間(「評価単位」No. 12, 14)で1.6×10⁻²cm²/g,最大(「評価単位」No. 4, 5, 21, 22)で2.0×10⁻²cm²/g,3軸全体の平均で1.5×10⁻²cm²/g である。

参考文献

- 1. Richard B. Firestone, S. Y. Frank Chu, Coral M. Baglin et al., "Table of Isotopes EIGHTH EDITION", (1999)
- K. Wakasugi, R. Tayama, K. Ikedo, T. Iimoto, "Measurement and Calculations of ¹⁷N Concentration in the Main Steam System of the BWR Plant", Progress in NUCLEAR SCIENCE and TECHNOLOGY, Vol. 1, p.432-435 (2011)
- 「浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法の認可申請書」(平成 26 年 5 月 1 日付け原規規発 1404309 号をもって認可)(浜岡5号炉低圧タービンロータ)
- 4.「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる 原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて(内規)」(経済産 業省原子力安全・保安院,平成24・03・26原院第10号)
- 5. 「浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書」(平成 31 年 3 月 19 日付け原規規発 第 1903191 号をもって認可)(浜岡 1,2 号炉解体撤去物)

添付書類 二 図表リスト

- (添付 2) 図-1 二次的な汚染の生成メカニズム
- (添付 2) 図-2 対象物の表面汚染密度の調査結果
- (添付 2) 図-3 対象物の形状のモデル化
- (添付2)表-1 放射化汚染の放射能濃度の測定結果(浜岡5号炉)
- (添付 2) 表-2 対象物の推定総重量
- (添付2)表-3 原子炉水の放射化学分析結果(浜岡4号炉)
- (添付2)表-4 対象物表面の放射化学分析結果(浜岡4号炉)
- (添付 2) 表-5 対象物表面の放射化学分析結果(浜岡 5 号炉)
- (添付2)表-6 二次的な汚染の核種組成比の評価結果(浜岡5号炉)

(添付2) 図-1 二次的な汚染の生成メカニズム

二次的な汚染は、一次冷却設備から溶出した腐食生成物、構造材に微量元素として存在 するウラン等が炉心中性子により放射化されることによって放射性物質が生成され、下図 のステップ1、2、3の順に、原子炉内で浄化されながら主蒸気に移行して低圧車軸に付着 及び減衰することによって生ずる。



(添付2) 図-2 対象物の表面汚染密度の調査結果(1/4)

1. 低圧車軸の汚染状況の確認(除染前)

- ・二次的な汚染が最も高い箇所は、浜岡5号炉低圧タービンロータ車軸の測定実績より、
 主蒸気入口付近(第7-8段間)である。除染前における低圧車軸(A)~(C)の主蒸気
 入口付近(第7-8段間の代表点)の表面汚染密度をプラスチックシンチレーション式サー
 ベイメータを用いて測定した。
- ・各車軸の中で低圧車軸(B)が最も高い値を示した。
- ・低圧車軸(B)を代表車軸として軸方向の表面汚染密度を測定した結果,主蒸気入口付 近が最も高く,下流に向けて低くなり,主蒸気が触れない箇所では汚染は殆ど検出され なかった。周方向には一定レベル以下で均一な汚染傾向を示した。

対象物

低圧車軸 (A)

低圧車軸 (C)

 (\mathbf{B})

低圧車軸

表面汚染密度

 (Bq/cm^2)

1.2

1.5

1.0

・測定結果を設定基準日(令和2年4月1日)に補正した値を以下に示す。

- ・測定対象:低圧車軸(A)~(C)
- ・測定箇所:第7-8段間の0°位置
- ・測定結果は右表のとおりである。

(2) 低圧車軸(B) 軸方向の確認(除染前)

・測定対象:低圧車軸間の確認で表面汚染密度が最大であった低圧車軸(B)

- ・測定箇所:軸方向の各部位の代表点(0°位置)
- ・測定結果は以下のとおりである。



添付図表 2-2

⁽¹⁾ 低圧車軸間の確認(除染前)

	低圧車軸(B) 測定位置	表面汚染密度(Bq/cm ²)
	カップリング部(円筒部)	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
	軸受部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
	円錐台部(狭隘部)	$8.3 imes 10^{-2}$
	第14段翼取付部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
	第13-14段間部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
	第13段翼取付部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
	第12-13段間部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
	第12段翼取付部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
m /ad	第11-12段間部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
11則	第11段翼取付部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
	第10-11段間部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
	第10段翼取付部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
	第9-10段間部	$6.2 imes 10^{-1}$
	第9段翼取付部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
	第8-9段間部	$7.4 imes 10^{-1}$
	第8段翼取付部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
	第7-8段間部	1.5
	第7段翼取付部	${<}2.6{ imes}10^{{ imes}2}$
	第7-7段間部	$2.9 imes 10^{-2}$
	第7段翼取付部	${<}2.6{ imes}10^{-2}$
	第7-8段間部	1.8
	第8段翼取付部	$2.7 imes 10^{-2}$
	第8-9段間部	$8.3 imes 10^{-1}$
	第9段翼取付部	${<}2.6{ imes}10^{{ imes}2}$
	第9-10段間部	$2.9 imes 10^{-1}$
	第10段翼取付部	${<}2.6{ imes}10^{-2}$
	第10-11段間部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
口相	第11段翼取付部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
U 购	第11-12段間部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
	第12段翼取付部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
	第12-13段間部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
	第13段翼取付部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
	第13-14段間部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
	第14段翼取付部	${<}2.6{ imes}10^{-2}$
	円錐台部(狭隘部)	$8.2 imes 10^{-2}$
	軸受部	$<\!2.6\! imes\!10^{-2}$
	カップリング部(円筒部)	$< 2.6 imes 10^{-2}$

(添付2) 図-2 対象物の表面汚染密度の調査結果(2/4)

<補足>

・「<」は検出限界値未満を示す。

(添付2) 図-2 対象物の表面汚染密度の調査結果(3/4)

(3) 低圧車軸(B) 第7-8段間の周方向の確認(除染前)

- ・測定対象:低圧車軸(B)軸方向の確認で表面汚染密度が最大であった第7-8段間。
- ・測定箇所:周方向の代表点。
- ・測定結果は以下のとおりである。



低圧車軸 (B)	第7-8段間 測定位置(°)	表面汚染密度(Bq/cm ²)		
	0	1.4		
T /Bil	90	1.8		
I [只]	180	1.6		
	270	1.6		
	0	1.5		
	30	1.4		
	60	1.4		
	90	1.8		
	120	1.6		
C /Bil	150	1.7		
の回	180	1.8		
	210	1.9		
	240	1.7		
	270	1.7		
	300	1.7		
	330	1.7		

<補足>

・上記(3)は(1)及び(2)とは別の測定であるので同一箇所でも値は異なる。

(添付2) 図-2 対象物の表面汚染密度の調査結果(4/4)

- 2. 低圧車軸の汚染状況の確認(除染後)
- ・測定対象:低圧車軸(A)~(C)の第7-8段間。
- ・測定箇所:周方向の代表点。
- ・測定結果は以下のとおりである。除染前に表面密度汚染が最も高い値を示した低圧車軸
 (B)では1.1×10⁻¹~4.4×10⁻¹Bq/cm²の範囲で分布し平均2.4×10⁻¹Bq/cm²である。
 各低圧車軸とも一定レベル以下で周方向には均一な汚染傾向を示し、
 3軸の平均は1.7×10⁻¹Bq/cm²である。

(令和2年4月1日時点)

迎げた		表面汚染密度(Bq/cm ²)					
測正位	「直()	低圧車軸(A)	低圧車軸(B)	低圧車軸 (C)			
	0	$1.8 imes 10^{-1}$	$1.7 imes 10^{-1}$	$5.6 imes 10^{-2}$			
	30	$1.0 imes 10^{-1}$	$1.1 imes 10^{-1}$	$6.2 imes 10^{-2}$			
	60	$2.1 imes 10^{-1}$	$2.0 imes 10^{-1}$	$4.2 imes 10^{-2}$			
	90	$2.8 imes 10^{-1}$	$2.5 imes 10^{-1}$	$3.5 imes 10^{-2}$			
	120	$3.6 imes 10^{-2}$	$1.8 imes 10^{-1}$	$7.0 imes 10^{-2}$			
m /⊞i	150	$1.7 imes 10^{-1}$	$2.3 imes 10^{-1}$	$7.9 imes 10^{-2}$			
1 '則	180	$2.3 imes 10^{-1}$	$1.9 imes 10^{-1}$	$6.7 imes 10^{-2}$			
	210	$1.1 imes 10^{-1}$	$1.7 imes 10^{-1}$	1.1×10-1			
	240	$2.3 imes 10^{-1}$	$1.6 imes 10^{-1}$	$5.2 imes 10^{-2}$			
	270	$1.6 imes 10^{-1}$	$2.4 imes 10^{-1}$	$1.1 imes 10^{-1}$			
	300	$2.2 imes 10^{-1}$	$2.8 imes 10^{-1}$	$1.8 imes 10^{-1}$			
	330	$3.3 imes 10^{-1}$	$2.8 imes 10^{-1}$	$2.0 imes 10^{-1}$			
	0	$2.1 imes 10^{-1}$	$1.4 imes 10^{-1}$	$6.4 imes 10^{-2}$			
	30	$6.5 imes 10^{-2}$	$1.3 imes 10^{-1}$	$1.1 imes 10^{-1}$			
	60	$2.0 imes 10^{-1}$	$3.5 imes 10^{-1}$	$1.2 imes 10^{-1}$			
	90	$2.4 imes 10^{-1}$	$2.6 imes 10^{-1}$	$6.0 imes 10^{-2}$			
	120	$8.3 imes 10^{-2}$	$3.0 imes 10^{-1}$	$1.8 imes 10^{-1}$			
C /Bi	150	$2.0 imes 10^{-1}$	$4.4 imes 10^{-1}$	$1.7 imes 10^{-1}$			
G侧	180	$2.0 imes 10^{-1}$	$3.3 imes 10^{-1}$	$1.5 imes 10^{-1}$			
	210	$8.4 imes 10^{-2}$	$3.5 imes 10^{-1}$	$1.2 imes 10^{-1}$			
	240	$1.7 imes 10^{-1}$	$3.9 imes 10^{-1}$	$7.6 imes 10^{-2}$			
	270	$7.9 imes 10^{-2}$	$1.2 imes 10^{-1}$	$1.6 imes 10^{-1}$			
	300	$2.1 imes 10^{-1}$	$1.8 imes 10^{-1}$	$1.2 imes 10^{-1}$			
	330	$1.5 imes 10^{-1}$	$2.2\! imes\!10^{-1}$	$1.6 imes 10^{-1}$			
	最大	$3.3 imes 10^{-1}$	$4.4 imes 10^{-1}$	$2.0 imes 10^{-1}$			
	最小	$3.6 imes 10^{-2}$	1.1×10^{-1}	$3.5 imes 10^{-2}$			
齿谷	一一	$1.7 imes 10^{-1}$	$2.4 imes 10^{-1}$	$1.1 imes 10^{-1}$			
异州 	1千均恒		$1.7 imes 10^{-1}$				
標	準偏差		$8.9 imes 10^{-2}$				

(添付 2) 図-3 対象物の形状のモデル化(1/3)

・対象物の推定総重量を算出するための形状のモデル化の手法を以下に示す。



(添付2)図-3 対象物の形状のモデル化(2/3)

(添付2) 表-1 放射化汚染の放射能濃度の測定結果(浜岡5号炉)

・浜岡5号炉低圧タービンロータにおいて、第8段翼(主蒸気密度が最も高く主蒸気中の中性子源17Nの放射能濃度が最も高い主蒸気入口付近にあり、主蒸気に直接曝される第8段翼の二次的な汚染を除去したもの)を代表サンプルとして、放射化汚染による60Coの放射能濃度の測定結果を以下に示す。測定の結果、汚染は検出されず、検出限界値でも基準値の1%未満であることから、放射化汚染は無視できる程度である。

(平成25年4月1日時点)

学生这时代	放射能濃度	①検出限界値(D)	②基準値(C)	①/② (D/C)
武州休取固川	(Bq/g)	(Bq/g)	(Bq/g)	(-)
第8段翼	検出限界値 未満	$5.4 imes 10^{-4}$	0.1	$5.4 imes 10^{-3}$

(添付2) 表-2 対象物の推定総重量(1/2)

低圧車軸(A)~(C)の部位毎の体積及び重量を以下に示す。対象物の推定総重量は334 トンである。



「評価単位	IJ No.	10	11	12	13	14	15	16	17	18
体積 (m ³)	(A)									
	(B)									
	(C)									
壬昌	(A)									
里里	(B)									
(1)	(C)									

「評価単位	IJ No.	19	20	21	22	23	24	25	26	合計
	(A)									13.89
1平有 (m3)	(B)									14.14
(1113)	(C)									14.48
壬昌	(A)									109.1
里里	(B)									111.0
	(C)									113.7

(添付2) 表-2 対象物の推定総重量(2/2)

低圧車軸(A)~(C)の部位毎の表面積及び比表面積を以下に示す。3軸全体の比表面積の平均は 1.5×10⁻²cm²/g (算術平均),部位毎にみると最大は 2.0×10⁻²cm²/g である。

「評価単位	江」No.	1	2	3	4	5	6	7
	(A)							
表面積	(B)							
(m²)	(C)							
	(A)							
比表面積	(B)							
(cm²/g)	(C)							

「評価単位	之」No.	8	9	10	11	12	13	14
	(A)							
表面積	(B)							
(m²)	(C)							
	(A)							
比表面積	(B)							
(cm²/g)	(C)							

「評価単位	立」No.	15	16	17	18	19	20	21
	(A)							
表面積	(B)							
(m²)	(C)							
	(A)							
比表面積	(B)							
(cm^2/g)	(C)							

「評価単位	J No.	22	23	24	25	26	全体
	(A)						165.6
表面積	(B)						168.1
(m²)	(C)						169.9
	(A)						$1.5 imes 10^{-2}$
比表面積	(B)						$1.5 imes 10^{-2}$
(cm^2/g)	(C)						$1.5 imes 10^{-2}$

<補足>

・図中の番号は「評価単位」No. を示す。

・「評価単位」の詳細は「添付書類四」に示すとおりである。

・表面積は狭隘部を除く値である。狭隘部の詳細は「(添付4)表-1」に示すとおりである。

(添付2)表-3 原子炉水の放射化学分析結果(浜岡4号炉)(1/3)

- (1) 原子炉運転中における原子炉水中の ⁶⁰Co 放射能濃度の測定結果
- ・対象物を使用していた原子炉運転中の最後の2サイクル(第11サイクル及び第12サイ クル。第13サイクルは運転期間が短いため除外した。)における,原子炉水中の⁶⁰Co放 射能濃度の推移を以下に示す。



(添付2)表-3 原子炉水の放射化学分析結果(浜岡4号炉)(2/3)

(2) 原子炉運転中における原子炉水中の¹³¹ I 放射能濃度の測定結果

- ・対象物を使用していた原子炉運転中の最後の2サイクル(第11サイクル及び第12サイ クル。第13サイクルは運転期間が短いため除外した。)における,原子炉水中の¹³¹I放 射能濃度の推移を以下に示す(測定結果は原子炉水1gあたりの放射能量であるが,原 子炉水の比重を1g/cm³とし,原子炉水1cm³あたりの放射能量で整理した。)。
- ・原子炉水中の ⁶⁰Co (CP 核種) に対する ¹³¹I (FP 核種) の比は 1/100 程度である。



(添付2)表-3 原子炉水の放射化学分析結果(浜岡4号炉)(3/3)

(3) 原子炉水の核種分析結果

・分析値①を基準値②で除した値に整理すると、浜岡 4 号炉の運転中に原子炉水中で顕著 に検出される核種は⁶⁰Coである。

核種	分析值①	基準値②	1/2	1/20
	(Bq/g)	(Bq/g)	(—)	⁶⁰ Co に対する比
$^{3}\mathrm{H}$	$2.3\! imes\!10^2$	100	2.3	$1.1 imes 10^{-2}$
$^{14}\mathrm{C}$	$9.4 imes 10^{-5}$	1	$9.4 imes 10^{-5}$	$4.5 imes 10^{-7}$
60 Co	$2.1\! imes\!10^1$	0.1	$2.1\! imes\!10^2$	1
⁶³ Ni	2.7	100	$2.7 imes 10^{-2}$	$1.3 imes 10^{-4}$
$^{90}\mathrm{Sr}$	$1.4 imes 10^{-5}$	1	$1.4 imes 10^{-5}$	$6.7 imes 10^{-8}$
⁹⁴ Nb	$< 1.7 \times 10^{-5}$	0.1	$< 1.7 \times 10^{-4}$	$8.1 imes 10^{-7}$
⁹⁹ Tc	$< 1.8 \times 10^{-5}$	1	$< 1.8 \times 10^{-5}$	$8.6 imes 10^{-8}$
129I	$< \! 1.5 \times 10^{-5}$	0.01	$< 1.5 \times 10^{-3}$	$7.1 imes 10^{-6}$
$^{131}\mathrm{I}$	$2.3 imes 10^{-2}$		_	—
^{137}Cs	$7.7 imes 10^{-5}$	0.1	$7.7 imes 10^{-4}$	$3.7 imes 10^{-6}$
全 α	$< 1.2 \times 10^{-6}$	0.1	$< 1.2 \times 10^{-5}$	$5.7 imes 10^{-8}$

(第12 サイクル原子炉運転時:平成22年9月21日時点)

<補足>

・全αは²³⁹Puとして⁶⁰Coに対する比を計算した。

・131I は平成 22 年 9 月 22 日時点の値である。

・131Iは規則 33 核種でないため、「-」とした。

(添付2)表-4 対象物表面の放射化学分析結果(浜岡4号炉)(1/2)

(1) 放射化汚染

・放射化汚染の調査結果は、「(本文)表-1」に記載のとおり、汚染は検出されず、検出限 界値でも基準値の1%未満であることから、放射化汚染は無視できる程度である。

(令和2年4月1日時点)

封約夜史	放射能濃度	①検出限界値(D)	②基準値(C)	①/② (D/C)
武州休取固川	(Bq/g)	(Bq/g)	(Bq/g)	(-)
第7段翼(A)	検出限界値 未満	$1.4 imes 10^{-4}$	0.1	$1.4 imes 10^{-3}$

(添付2)表-4 対象物表面の放射化学分析結果(浜岡4号炉)(2/2)

(2) 二次的な汚染

・対象物の二次的な汚染の核種を確認するため、低圧車軸と同じ使用環境で暴露している翼のうち、主蒸気入口付近の翼(除染前の第7段翼(A)~(C))から代表試料を採取し、二次的な汚染部分を用いて放射化学分析を行った。その結果、⁶⁰Coが最も高い値を示した。

(令和2年4月1日時点)

試料採取	分析值① (Bq/ cm ²)						
箇所	$^{3}\mathrm{H}$	$^{14}\mathrm{C}$	$^{60}\mathrm{Co}$	⁶³ Ni	$^{90}\mathrm{Sr}$	$^{137}\mathrm{Cs}$	
第7段翼(A)	$< 4.0 \times 10^{-2}$	$<\!2.1 \times 10^{-3}$	4.8×10^{-1}	$2.6 imes 10^{-1}$	$3.2 imes 10^{-2}$	$7.4 imes 10^{-3}$	
第7段翼(B)	$< 4.0 \times 10^{-2}$	$<2.1 \times 10^{-3}$	$5.7 imes 10^{-1}$	$3.6 imes 10^{-1}$	$3.0 imes 10^{-2}$	$7.3 imes 10^{-3}$	
第7段翼(C)	$<\!6.0 \times 10^{-2}$	$<3.6 \times 10^{-3}$	$4.2 imes 10^{-1}$	$2.3 imes 10^{-1}$	$3.9 imes 10^{-2}$	$7.2 imes 10^{-3}$	
算術平均値			4.9×10^{-1}	$2.8 imes10^{-1}$	$3.4 imes 10^{-2}$	$7.3 imes 10^{-3}$	

\checkmark

試料採取	分析値/基準値(①/②)						
箇所	$^{3}\mathrm{H}$	$^{14}\mathrm{C}$	$^{60}\mathrm{Co}$	⁶³ Ni	$^{90}\mathrm{Sr}$	^{137}Cs	
基準値②	100	1	0.1	100	1	0.1	
(Bq/g)	100	-	011	100	-	011	
第7段翼(A)	$< 4.0 \times 10^{-4}$	$<2.1 \times 10^{-3}$	4.8	$2.6 imes 10^{-3}$	$3.2 imes 10^{-2}$	$7.4 imes 10^{-2}$	
第7段翼(B)	$<\!\!4.0\! imes\!10^{-4}$	$<\!2.1 \times 10^{-3}$	5.7	$3.6 imes 10^{-3}$	$3.0 imes 10^{-2}$	$7.3 imes 10^{-2}$	
第7段翼(C)	$<\!6.0 \times 10^{-4}$	$< 3.6 \times 10^{-3}$	4.2	$2.3 imes 10^{-3}$	$3.9 imes 10^{-2}$	$7.2 imes 10^{-2}$	
算術平均値			4.9	$2.8 imes 10^{-3}$	3.4×10^{-2}	$7.3 imes 10^{-2}$	

<捕足>

・「<」は検出限界値未満を示す。

\mathcal{T}

封制拉田傑正	①/②の ⁶⁰ Co に対する比						
 矾 种 休 取 固 川	³ H/ ⁶⁰ Co	¹⁴ C/ ⁶⁰ Co	$^{60}\mathrm{Co}$	⁶³ Ni/ ⁶⁰ Co	⁹⁰ Sr/ ⁶⁰ Co	¹³⁷ Cs/ ⁶⁰ Co	
第7段翼(A)	$<\!8.3 \times 10^{-5}$	$< 4.4 \times 10^{-4}$	1	$5.4 imes 10^{-4}$	$6.7 imes 10^{-3}$	$1.5 imes 10^{-2}$	
第7段翼(B)	$< 7.0 \times 10^{-5}$	$< 3.7 \times 10^{-4}$	1	$6.3 imes 10^{-4}$	$5.3 imes 10^{-3}$	$1.3 imes 10^{-2}$	
第7段翼(C)	$< 1.4 \times 10^{-4}$	$<\!8.6 \times 10^{-4}$	1	$5.5 imes 10^{-4}$	$9.3 imes 10^{-3}$	$1.7 imes 10^{-2}$	
算術平均値	_	_	1	$5.7 imes10^{-4}$	$6.9 imes 10^{-3}$	$1.5 imes 10^{-2}$	

(添付2)表-5 対象物表面の放射化学分析結果(浜岡5号炉)

(平成 25 年 4 月 1 日時点)

試料採取箇所		分析值(
(除染前)	$^{60}\mathrm{Co}$	$^{90}\mathrm{Sr}$	^{134}Cs	^{137}Cs
基準值②(Bq/g)	0.1	1	0.1	0.1
第8段(A)表面研磨粉	3.4	2.5×10^{-1}	$<2.2 \times 10^{-3}$	3.6×10^{-2}
第8段(B)表面研磨粉	4.1	3.5×10^{-1}	$< 6.1 \times 10^{-4}$	3.4×10^{-2}
第8段(C)表面研磨粉	2.3	1.4×10^{-1}	1.2×10^{-3}	2.7×10^{-2}
第8段翼(C)	1.5×10^{-1}	8.7×10^{-3}	$<3.5 \times 10^{-5}$	1.3×10^{-3}

 $\overline{\mathbf{v}}$

試料採取箇所 分析值/基準值(①/2) (除染前) $^{60}\mathrm{Co}$ ^{134}Cs $^{137}\mathrm{Cs}$ $^{90}\mathrm{Sr}$ 第8段(A)表面研磨粉 3.4×10^{1} 2.5×10^{-1} $<2.2 \times 10^{-2}$ 3.6×10^{-1} 第8段(B)表面研磨粉 3.5×10^{-1} <6.1×10⁻³ 4.1×10^{1} 3.4×10^{-1} 第8段(C)表面研磨粉 2.3×10^{1} 1.2×10^{-2} 2.7×10^{-1} 1.4×10^{-1} 第8段翼(C) 1.5 8.7×10^{-3} $<3.5 \times 10^{-4}$ 1.3×10^{-2}

₽

試料採取箇所	 ①/②の ⁶⁰Co に対する比 					
(除染前)	$^{60}\mathrm{Co}$	$^{90}\mathrm{Sr}$	^{134}Cs	$^{137}\mathrm{Cs}$		
第8段(A)表面研磨粉	1	7.4×10^{-3}	$6.5 imes 10^{-4}$	1.1×10^{-2}		
第8段(B)表面研磨粉	1	8.5×10^{-3}	1.5×10^{-4}	8.3×10 ⁻³		
第8段(C)表面研磨粉	1	6.1×10^{-3}	5.2×10^{-4}	1.2×10^{-2}		
第8段翼(C)	1	5.8×10^{-3}	2.3×10^{-4}	8.7×10^{-3}		

[・]浜岡 5 号炉低圧タービンロータの主蒸気入口付近にある低圧車軸の第8段及び第8段翼 (いずれも除染前)から代表試料を採取し、二次的な汚染部分を用いて放射化学分析を行った。その結果、いずれも⁶⁰Coが最も高い値を示した。

(添付2)表-6 二次的な汚染の核種組成比の評価結果(浜岡5号炉)

 ・浜岡 5 号炉低圧タービンロータにおいて、規則 33 核種から ³H を除いた規則 32 核種の 核種組成比を評価した結果を以下に示す。規則 32 核種のΣD/C に対する ⁶⁰Co の寄与割 合は 94%であった。

(平成25年4月1日時点)

	核種1)	設定結果 (D) (Ba/g)	基準値 (C) (Ba/g)	D/C (-)
		(Dd\R)	(Dq/g)	
1	зН	-	100	-
2	14C	1.9×10-2	1	1.9×10-2
3	36C1	2.1×10-6	1	2.1×10-6
4	⁴¹ Ca	2.2×10 ⁻⁸	100	2.2×10 ⁻¹⁰
5	⁴⁶ Sc	2.7×10-9	0.1	2.7×10-8
6	⁵⁴ Mn	2.5×10-2	0.1	2.5×10 ⁻¹
7	55Fe	1.2×100	1000	1.2×10-3
8	⁵⁹ Fe	2.0×10-10	1	2.0×10-10
9	58Co	2.2×10-6	1	2.2×10-6
0	60Co	1.0×10 ⁰	0.1	1.0×101
1	59Ni	5.5×10-4	100	5.5×10-6
2	63N1	8.2×10-2	100	8.2×10-4
3	⁶⁵ Zn	2.0×10-4	0.1	2.0×10-3
4	90Sr	1.5×10 ⁻¹	1	1.5×10 ⁻¹
5	94Nb	1.6×10 ⁻⁶	0.1	1.6×10 ⁻⁵
6	95Nb	2.0×10-13	1	2.0×10-13
7	99Tc	2.2×10-6	1	2.2×10-6
8	¹⁰⁶ Ru	5.8×10 ⁻³	0.1	5.8×10 ⁻²
9	108mAg	8.7×10-7	0.1	8.7×10-6
20	110mAg	1.9×10-5	0.1	1.9×10-4
21	124Sb	8.8×10 ⁻¹⁰	1	8.8×10-10
22	^{123m} Te	3.4×10 ⁻⁸	1	3.4×10-8
23	129 I	3.2×10 ⁻⁸	0.01	3.2×10-6
24	134Cs	9.5×10-4	0.1	9.5×10-3
25	137Cs	1.5×10-2	0.1	1.5×10 ⁻¹
26	¹³³ Ba	3.8×10 ⁻⁵	0.1	3.8×10-4
27	¹⁶² Eu	2.7×10-6	0.1	2.7×10-5
28	¹⁵⁴ Eu	6.2×10 ⁻⁴	0.1	6.2×10 ⁻³
29	160Tb	2.9×10-9	1	2.9×10-9
30	¹⁸² Ta	3.4×10 ⁻⁵	0.1	3.4×10 ⁻⁴
31	239Pu	9.5×10-5	0.1	9.5×10-4
32	²⁴¹ Pu	3.5×10-2	10	3.5×10-3
33	241Am	3.4×10-4	0.1	3.4×10-3
-			規則 32 核種の ΣD/C ²⁾	1.1×101
			³ H を除く重要10 核種の合計 ²⁾	1.1×101
			3H を除く重要 10 核種の割合 2)	99%
1)	重要10核	種は網掛けしてい		hos A Dr

出典:「浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及 び評価方法の認可申請書」(平成26年5月1日付け原規規発第1404309号をもって認 可)(浜岡5号炉低圧タービンロータ)添付図表3-16頁

添付書類 三

評価に用いる放射性物質の選択に関する説明

評価に用いる放射性物質の選択に関する説明

1. 評価に用いる放射性物質の選択方法

- ・対象物の放射能濃度の評価に用いる放射性物質(評価対象核種)は,規則 33 核種の中で重要度の大きい順に選択し,重要度の和が 90%以上となる核種を 評価対象核種として選択する。
- ・対象物の汚染形態は、「添付書類二」(3.項 対象物の汚染の状況)に記載の とおり、主に二次的な汚染であり、放射化汚染は無視できることから、二次的 な汚染の中で放射性物質の放射能濃度を評価するうえで重要となるものを選 択する。
- ・二次的な汚染の規則 33 核種の放射能濃度(D)を基準値(C)で除した比率 (D/C)が大きい順に核種を選択し,選択した核種の合計(ΣD/C(選択核種)) をΣD/C(規則 33 核種)で除した比率が 0.9(90%)以上となる核種を評価 対象核種として選択する。
- ・ただし、審査基準に記載されているとおり、比率(D/C)が最大となる核種の D/Cの値が1/33(3.0×10⁻²)以下であることが明らかな場合は、比率(D/C) が最大となる1核種のみを評価対象核種として選択する。

2. 評価対象核種の選択結果

- ・二次的な汚染の規則 33 核種のうち D/C が最も高い主要核種(以下,「主要核種」という。)は、「添付書類二」(3.項 対象物の汚染の状況)に記載のとおり⁶⁰Coであり、主に以下のとおりである。
- ・浜岡4号炉の運転中に原子炉水中で顕著に検出される核種は⁶⁰Coである。また、対象物の二次的な汚染を確認するため代表試料を採取し、二次的な汚染部分の放射化学分析を行った結果、⁶⁰Coが最も高い値を示した。
- ・先行事例では、浜岡 5 号炉低圧タービンロータから代表試料を採取し、放射 化学分析を行った結果、⁶⁰Co が最も高い値を示した。また、規則 33 核種の中 で重要度が最も高い核種は⁶⁰Co であり、D/C(⁶⁰Co)をΣD/C(規則 33 核種) で除した比率は 0.9(90%)以上である。
- ・以上より, 浜岡 4 号炉の今回の対象物においても, 主要核種は ⁶⁰Co と判断した。
- ・主要核種 ⁶⁰Co の放射能濃度(Bq/g)は、「添付書類二」(3.項 対象物の汚染の状況)に記載のとおり、事前調査に基づき、対象物の表面汚染密度(Bq/cm²)に比表面積(cm²/g)を乗じて求めた結果、「(添付 3)表-1」に示すとおり、除染前に汚染が顕著に確認された箇所で 2.7×10⁻³Bq/g と評価した。

- ・この値は、D/C (⁶⁰Co) に換算すると 2.7×10⁻²となり、上記 1. 項の但し書き にある 1/33 (3.0×10⁻²) 以下である⁵。
- ・以上より,評価対象核種は⁶⁰Coの1核種となり,その他の核種は評価対象核 種の選択において考慮する必要はないと判断した。
- ・以上より、評価対象核種は⁶⁰Coの1核種とする。
- ・法第61条の2第1項に基づく放射能濃度の確認(以下,「国の確認」という。)の申請は,評価対象核種が⁶⁰Coの1核種であることを前提に,測定及び評価にかかる期間を浜岡5号炉タービンロータの確認実績を基に設定基準日(令和2年4月1日)から3年とし,これに余裕を見て令和12年4月1日までに行う⁶。

⁵ この値は、事前調査に基づき、除染前に汚染が顕著に確認された主蒸気入口付近(第7-8段間)の除染後の表面汚染密度(当該箇所の平均値)を基に評価した値であり、車軸全体で最も高い場所と評価した。

⁶ 実際の測定及び評価では、「添付書類五」に記載のとおり、測定及び評価の保守性や不確かさ を考慮して行い、基準値(D/C(⁶⁰Co)が1)以下であることを確認する。

添付書類 三 図表リスト

(添付3)表-1 二次的な汚染の放射能濃度の評価結果

(添付3)表-1 二次的な汚染の放射能濃度の評価結果(1/3)

 ・事前調査において、対象物の表面汚染密度(Bq/cm²)を測定し、これに比表面積 (cm²/g)を乗じて放射能濃度(Bq/g)を求めた結果、3軸全体の平均で 9.6×10⁻⁴Bq/g、最大で2.7×10⁻³Bq/g(「評価単位」No. 11,12,14,15)であった。
 ・これは D/C(⁶⁰Co)に換算すると、いずれも1/33(3.0×10⁻²)以下である。

「評価単位	IJ No.	1	2	3	4
部位名	称	カップリング部	軸受段間	第 14 段間	第14段翼取付部
表面汚染 (Bq/cn	密度 n ²)	$2.6 imes 10^{-2}$	$2.6 imes 10^{-2}$	$8.3 imes 10^{-2}$	$2.6 imes 10^{-2}$
业主工建	(A)				
比衣面槓 (cm²/g)	(B)				
	(C)				
放射能	(A)	$4.9 imes 10^{-4}$	$2.6 imes10^{-4}$	$9.1 imes 10^{-4}$	$5.2 imes10^{-4}$
濃度	(B)	$4.2 imes10^{-4}$	$2.9 imes10^{-4}$	$9.1 imes10^{-4}$	$5.2 imes10^{-4}$
(Bq/g)	(C)	$3.9 imes 10^{-4}$	$2.6 imes10^{-4}$	9.1×10^{-4}	$5.2 imes 10^{-4}$

「評価単位	L No.	5	6	7	8
部位名	G称	第 13-14 段間	第13段翼取付部	第 12·13 段間	第 11-12 段間
表面汚ÿ (Bq/ci	è密度 m ²)	$2.6 imes 10^{-2}$	$2.6 imes 10^{-2}$	$2.6 imes 10^{-2}$	$2.6 imes 10^{-2}$
业主云建	(A)				
比衣囬禎 (am ² /a)	(B)				
(cm²/g)	(C)				
放射能	(A)	$5.2 imes10^{-4}$	$4.9 imes 10^{-4}$	$4.2 imes 10^{-4}$	$3.6 imes10^{-4}$
濃度	(B)	$5.2 imes10^{-4}$	$4.9 imes 10^{-4}$	4.2×10^{-4}	$3.6 imes 10^{-4}$
(Bq/g)	(C)	$5.2 imes10^{-4}$	$4.9 imes 10^{-4}$	4.2×10^{-4}	$3.6 imes 10^{-4}$

「評価単位	L No.	9	10	11	12
部位名	「称	第 10-11 段間	第9-10段間	第8-9段間	第 7-8 段間
表面汚ÿ (Bq/ci	è密度 m ²)	$2.6 imes 10^{-2}$	1.7×10^{-1}	1.7×10^{-1}	$1.7 imes 10^{-1}$
业主云建	(A)				
比衣囬禎 (am ² /a)	(B)				
(cm²/g)	(C)				
放射能	(A)	$3.6 imes10^{-4}$	$2.6 imes10^{-3}$	$2.7 imes 10^{-3}$	$2.7 imes 10^{-3}$
濃度	(B)	$3.6 imes10^{-4}$	$2.6 imes10^{-3}$	$2.7 imes 10^{-3}$	$2.7 imes 10^{-3}$
(Bq/g)	(C)	$3.6 imes10^{-4}$	$2.6 imes10^{-3}$	$2.7 imes 10^{-3}$	$2.7 imes 10^{-3}$

	(添付3)	表一1	二次的な汚染の放射能濃度の評価結果(2/3)
--	-------	-----	------------------------

「評価単位	L No.	13	14	15	16
部位名	「称	第 7-7 段間	第7-8段間	第8-9段間	第 9-10 段間
表面汚ÿ (Bq/ci	è密度 m ²)	$2.9 imes 10^{-2}$	$1.7 imes 10^{-1}$	$1.7 imes 10^{-1}$	$1.7 imes 10^{-1}$
业主工建	(A)				
比衣囬禎 (am ² /m)	(B)				
(cm²/g)	(C)				
放射能	(A)	$3.5 imes10^{-4}$	$2.7 imes 10^{-3}$	$2.7 imes 10^{-3}$	$2.6 imes 10^{-3}$
濃度	(B)	$3.5 imes10^{-4}$	$2.7 imes10^{-3}$	$2.7 imes 10^{-3}$	$2.6 imes 10^{-3}$
(Bq/g)	(C)	$3.5 imes10^{-4}$	$2.7 imes 10^{-3}$	$2.7 imes 10^{-3}$	$2.6 imes10^{-3}$

「評価単位」No.		17	18	19	20
部位名称		第 10-11 段間	第 11-12 段間	第 12-13 段間	第13段翼取付部
表面汚染密度 (Bq/cm ²)		$2.6 imes 10^{-2}$	$2.6 imes 10^{-2}$	$2.6 imes 10^{-2}$	$2.6 imes 10^{-2}$
比表面積 (cm²/g)	(A)				
	(B)				
	(C)				
放射能	(A)	$3.6 imes 10^{-4}$	$3.6 imes10^{-4}$	$4.2 imes 10^{-4}$	$4.9 imes 10^{-4}$
濃度	(B)	$3.6 imes10^{-4}$	$3.6 imes10^{-4}$	$4.2 imes 10^{-4}$	$4.9 imes 10^{-4}$
(Bq/g)	(C)	$3.6 imes10^{-4}$	$3.6 imes10^{-4}$	$4.2 imes10^{-4}$	$4.9 imes10^{-4}$

「評価単位」No.		21	22	23	24
部位名称		第 13-14 段間	第14段翼取付部	第 14 段間	軸受段間
表面汚染密度 (Bq/cm ²)		$2.6 imes 10^{-2}$	$2.6 imes 10^{-2}$	$8.2 imes 10^{-2}$	$2.6 imes 10^{-2}$
比表面積 (cm²/g)	(A)				
	(B)				
	(C)				
放射能	(A)	$5.2 imes10^{-4}$	$5.2 imes10^{-4}$	$9.0 imes 10^{-4}$	$2.3 imes10^{-4}$
濃度	(B)	$5.2 imes10^{-4}$	$5.2 imes10^{-4}$	$9.0 imes 10^{-4}$	$2.3 imes10^{-4}$
(Bq/g)	(C)	$5.2 imes10^{-4}$	$5.2 imes10^{-4}$	$9.0 imes10^{-4}$	$2.2 imes10^{-4}$

(添付3) 表-1 二次的な汚染の放射能濃度の評価結果(3/3)

「評価単位」No.		25 26		算術平均値
部位名称		軸受段間 カップリング部		
表面汚染密度 (Bq/cm ²)		$2.6 imes 10^{-2}$ $2.6 imes 10^{-2}$		$6.4 imes 10^{-2}$
比表面積 (cm²/g)	(A)			
	(B)		$1.5 imes 10^{-2}$	
	(C)			
放射能	(A)	$2.6 imes10^{-4}$	$3.9 imes10^{-4}$	
濃度	(B)	$2.6 imes10^{-4}$	$3.9\! imes\!10^{-4}$	$9.6 imes 10^{-4}$
(Bq/g)	(C)	$2.4 imes 10^{-4}$	$3.6 imes 10^{-4}$	

<補足>

- ・「評価単位」の詳細は「添付書類四」に示すとおりである。
- ・表中の(A)~(C)は低圧車軸(A)~(C)を示す。
- ・表面汚染密度の値は、「(添付 2)図-2」に示すとおり、除染前に汚染が確認された 箇所のうち第7-8段間、第8-9段間及び第9-10段間(評価単位 No.10~12,14 ~16)では除染後の第7-8段間の平均値(1.7×10⁻¹Bq/cm²)で代表し、その他の箇 所は除染前の各箇所の測定結果を用いた。
- ・表面汚染密度の測定結果が検出限界値未満の場合,検出限界値を用いて放射能濃度を 算出した。
- ・表面汚染密度は、測定時における計数率の統計的誤差は考慮しない値である。
- ・比表面積は、対象物の形状のモデル化における不確かさは考慮しない値である。
- ・放射能濃度は、60Co相当の値である。

添付書類 四

評価単位に関する説明

評価単位に関する説明

1.「評価単位」の設定の考え方

- ・「評価単位」は評価対象核種(⁶⁰Co)の放射能濃度が基準値(D/C(⁶⁰Co)で1) 以下であることを判断する重量単位である。
- ・対象物の汚染は、本文「四 放射能濃度確認対象物の種類、発生及び汚染の状況並びに推定される総重量」に記載のとおり、主蒸気入口付近(低圧車軸の中心部)が高く、下流側に向けて低くなる傾向を示し、周方向には基準値を下回るレベルで均一な汚染の傾向を示す。
- ・これを踏まえ,「評価単位」は低圧車軸を軸方向に同一構造となる箇所を分割 して設定する。
- ・「評価単位」は、下記に示すとおり、「測定単位」及び「測定領域」に分割する。
- ・「評価単位」,「測定単位」及び「測定領域」は,低圧車軸の表面を必要に応じてマーキングすることにより識別する。

2.「評価単位」の設定

- 「評価単位」の重量は10トン以下とする。
- ・「評価単位」は、「(添付4) 図-1」に示すとおり、低圧車軸を軸方向に同一構 造となる箇所を26分割して設定する。
- ・「評価単位」の重量は、「(添付 2) 図-3」に示すとおり、対象物を寸法測定して求めた形状を基に求める。「評価単位」の設定結果を「(添付 2) 表-2」及び「(添付 4) 図-1」に示す。

3.「測定単位」の設定

- ・「測定単位」は測定により放射能濃度を求める最小単位である。
- ・「測定単位」は汚染の均一性を考慮して低圧車軸を周方向に分割して設定する。
- ・「測定単位」は、「(本文)図-3」に示すとおり、放射線測定装置と「測定単位」 の相対位置を考慮して、重量が1トン以下となるよう、「評価単位」を周方向 に分割(60°又は30°)して設定する。
- ・「測定単位」の重量は,対象物を寸法測定して求めた形状を基に求める。「測定 単位」の設定結果を「(添付 4) 図-1」に示す。
- ・対象物の汚染は、いずれの「測定単位」においても事前調査の結果「(本文) 図-4」に示すとおり、D/C(⁶⁰Co)は1を下回るレベルで均一な汚染であり 10は超えない。

4.「測定領域」の設定

- ・「測定単位」は、「添付書類五」(3. 項 放射能濃度の決定方法)に記載のと おり、その中での測定方法の違いにより更に「測定領域」に分割する。
- ・「測定領域」は、原則として単一の放射線測定装置で1回の測定で放射能量を 測定する領域とし、「測定単位」を分割して設定する。
- ・「測定領域」は、「測定単位」の形状により複数になる場合がある。「評価単位」、 「測定単位」及び「測定領域」の設定結果を「(添付 4) 図-1」に示す。

添付書類 四 図表リスト

(添付 4) 図-1 「評価単位」,「測定単位」及び「測定領域」の設定
 (添付 4) 表-1 対象物の狭隘部の割合

(添付 4) 図-1 「評価単位」,「測定単位」及び「測定領域」の設定(1/21)

1.「評価単位」の設定

- ・「(添付 2) 表-2」と同じく低圧車軸を軸方向に分割し,26の「評価単位」を設定する。 低圧車軸(A)の例を以下に示す。
- ・図中上部の数字は「評価単位」No.,下部の数字は翼取付部の段数を示す。



2.「測定単位」及び「測定領域」の設定

- ・「評価単位」を周方向に分割(60°又は30°)し、6又は12の「測定単位」を設定する。
- ・「測定領域」は単一の放射線測定装置(Ge 半導体検出器又は NaI シンチレーションサー ベイメータ)で1回の測定で放射能量を測定する領域である。「測定単位」の形状により 複数の「測定領域」を設定する場合がある。
- ・低圧車軸(A)を例に各「評価単位」毎の「測定単位」及び「測定領域」の設定を次頁 以降に示す。このうち、「評価単位」No.1及びNo.26は車軸毎に形状が異なるため低圧 車軸(B)及び(C)の設定も示す。

【共通事項】

- ・図及び表中の太枠は代表「測定単位」を示す。
- ・代表「測定単位」は「添付書類五」に示すとおり、以下の条件で設定する。
- 条件①:「測定領域」の数が最大の「測定単位」とする*。
- 条件②:条件①を満たす「測定単位」が複数ある場合は低圧車軸の0°位置に最も近い (「測定単位」No.の小さい)「測定単位」とする。
- ※各「評価単位」を構成する「測定単位」の重量は概ね同じであり、重量の僅かな違いを考 慮しても、代表「測定単位」の選択に影響しない。
- ・「添付書類五」に示すとおり,測定領域(1)はGe半導体検出器を用いて測定する「測 定領域」の数である。測定領域(2)はNaIシンチレーションサーベイメータを用いて 測定する「測定領域」の数である。
- ・測定領域数は測定単位毎の測定領域数である。ただし(狭隘部)は数に含めない。
- ・図及び表中の「フォーク部」は第13,14段の翼取付部を指す。
- ・「(添付4) 図-1」は、今後の除染作業等により、国の確認の申請で変わる場合がある。







(添付4)図-1 「評価単位」,「測定単位」及び「測定領域」の設定(3/21)












(添付4)図-1 「評価単位」,「測定単位」及び「測定領域」の設定(7/21)













(添付4)図-1 「評価単位」,「測定単位」及び「測定領域」の設定(11/21)







(添付4)図-1 「評価単位」,「測定単位」及び「測定領域」の設定(13/21)















(添付4)図-1 「評価単位」,「測定単位」及び「測定領域」の設定(16/21)



(14) 低圧車軸(A)の「評価単位」No.24の「測定単位」及び「測定領域」の設定





(15)低圧車軸(A)の「評価単位」No.25の「測定単位」及び「測定領域」の設定







(添付4) 図-1 「評価単位」,「測定単位」及び「測定領域」の設定(19/21)



(添付4)図-1 「評価単位」,「測定単位」及び「測定領域」の設定(20/21)



(添付4) 表-1 対象物の狭隘部の割合(1/2)

- ・放射能濃度の測定において,放射線測定装置(Ge 半導体検出器及び NaI シンチレーショ ンサーベイメータ)が近接できない狭隘部の割合を以下に示す。
- ・狭隘部のある「評価単位」は全 26「評価単位」のうち低圧車軸(A)及び低圧車軸(B) は5「評価単位」、低圧車軸(C)は6「評価単位」である。
- ・狭隘部が車軸全体に占める面積割合は各車軸とも であり,「評価単位」毎の面積割 合は である。
- ・放射能濃度の評価において、狭隘部は、「評価単位」及び「測定単位」全体に占める面積 が僅かであること、Ge 半導体検出器による「測定領域」の中にあることから、Ge 半導体 検出器に対応する「測定領域」の放射能量評価に含めて取り扱う。

(1) 低圧車軸1軸(全体)

項目	低圧車軸 (A)	低圧車軸 (B)	低圧車軸 (C)
④ 狭隘部割合			

(2) 評価単位

「評価単位」No.1 (カップリング部)

項目	低圧車軸 (A)	低圧車軸 (B)	低圧車軸 (C)
④ 狭隘部割合			

「評価単位」No.3(円錐台部)

項目	低圧車軸 (A)	低圧車軸 (B)	低圧車軸 (C)
④狭隘部割合			

(添付4) 表-1 対象物の狭隘部の割合(2/2)

「評価単位」No.13(第 7-7 段間部)

		項目	低圧車軸 (A)	低圧車軸 (B)	低圧車軸 (C)
4	狭隘部割合				

「評価単位」No.23(円錐台部)

④狭隘部割合	

「評価単位」No.25(軸受部)

	項目	低圧車軸 (A)	低圧車軸 (B)	低圧車軸 (C)
④ 狭隘部割合				

「評価単位」No.26(カップリング部)

項目	低圧車軸 (A)	低圧車軸 (B)	低圧車軸 (C)
④ 狭隘部割合			

添付書類 五

放射能濃度の決定を行う方法に関する説明

放射能濃度の決定を行う方法に関する説明

1. 放射能濃度の決定方法の基本的考え方

- ・評価対象核種は、本文「五 評価に用いる放射性物質の種類」に記載のとおり、 二次的な汚染の ⁶⁰Co の 1 核種である。従って、二次的な汚染の ⁶⁰Co を測定 することによって放射能濃度を決定する。
- ・評価対象核種(⁶⁰Co)はγ線を放出する核種であり、γ線を測定すること及び 対象物が複雑な形状でないことから、放射線測定装置は直接表面汚染を測定 できる汎用の Ge 半導体検出器又は NaI シンチレーションサーベイメータを 用いる。
- ・放射能濃度は、放射線測定法によって求める評価対象核種(⁶⁰Co)の放射能量 を重量で除して決定する。
- ・対象物は回転体構造であり、「(本文)図-4、5」に示すとおり、周方向で基準 値を下回るレベルで均一な汚染の傾向を示すことから、「評価単位」毎に「測 定単位」の一つを代表「測定単位」として測定し、その結果を基に「評価単位」 の放射能濃度を決定する(サンプリング測定)。
- ・「評価単位」の放射能濃度(Bq/g)は、「評価単位」に対応する代表「測定単位」 の放射能濃度(Bq/g)とする。
- ・その際、測定及び評価における不確かさを考慮する。
- ・放射能濃度の評価日は、「評価単位」に対応する代表「測定単位」の測定日と する。
- ・測定の結果、「評価単位」の D/C (⁶⁰Co) が1以下となることを確認し、国の 確認を受ける。

2. サンプリング測定

- ・「評価単位」は、「(添付5) 図-1」に示すとおり、複数の「測定単位」で構成し、「測定単位」は1つ又は複数の「測定領域」で構成する。
- ・代表「測定単位」は、放射能量を保守的に評価することを考慮し、「評価単位」 を構成する「測定単位」のうち「測定領域」の数が最大の「測定単位」とする。 最大となる「測定領域」が複数ある場合は、測定管理の観点より、低圧車軸の 0°位置に最も近い「測定単位」を代表「測定単位」とする7。
- ・サンプリング測定の対象となる各「評価単位」に対応する代表「測定単位」の 詳細は「(添付 4) 図-1」に示すとおりである。

^{7「}測定単位」の放射能濃度は、放射能量と重量により求まる。各「評価単位」を構成する 「測定単位」の重量は概ね同じであり、重量の僅かな違いを考慮しても、代表「測定単位」 の選択に影響しない。

3. 放射能濃度の決定方法

3.1 放射能濃度の決定方法の考え方

- ・放射能濃度は,放射線測定法によって求めた評価対象核種(⁶⁰Co)の放射能量 を代表「測定単位」の重量で除して求める⁸。
- ・放射線測定装置は、原則として評価対象核種(⁶⁰Co)が放出するγ線測定によく用いられる汎用のGe半導体検出器を用いて代表「測定単位」毎に1回で測定することを原則とするが、「測定単位」の構造上、1回で測定できない代表「測定単位」⁹は複数回に分けて測定する。また、Ge半導体検出器が近接できない箇所¹⁰は、原則として NaI シンチレーションサーベイメータを用いて測定するが、NaI シンチレーションサーベイメータが近接できない狭隘部¹¹は表面汚染密度の代表値を用いて当該箇所の放射能量とする。
- ・「評価単位」,「測定単位」及び「測定領域」の詳細は「(添付 4) 図-1」及び「(添付 5) 図-1」に示すとおりである。
- ・代表「測定単位」における評価対象核種(⁶⁰Co)の放射能濃度は、各「測定領域」における評価対象核種(⁶⁰Co)の放射能量を、放射線測定装置(Ge 半導体検出器又は NaI シンチレーションサーベイメータ)で測定し、これらを合計して代表「測定単位」の放射能量とし、これを代表「測定単位」の重量で除して求める。
- ・Ge 半導体検出器の「測定領域」を「測定領域(1)」, NaI シンチレーション サーベイメータの「測定領域」を「測定領域(2)」とする。その際,表面汚 染密度の代表値を用いて放射能量を求める狭隘部は,「(添付4)表-1」に記 載のとおり,「測定単位」全体に占める面積が僅かであること¹²及びGe 半導 体検出器で測定する「測定領域」の中にあることから,当該箇所の放射能量は Ge 半導体検出器で測定する「測定領域(1)」に含めて計算する。
- ・放射能濃度の評価日は、代表「測定単位」を構成する「測定領域」のうち、Ge 半導体検出器を用いて測定した「測定領域」の最初の測定日とする。
- ・サンプリング測定を採用することを考慮し、代表「測定単位」の放射能濃度は

⁸「審査基準 3.3(3)イ」への適合:本申請の対象物である低圧車軸は、二次的な汚染(表面 汚染)が有意な部位だけを分離して扱うことはなく、既認可(浜岡5号炉低圧タービンロー タの車軸)と同様に1体ものとして取り扱うため、二次的な汚染の放射能量を対象物の重量 で除して放射能濃度を決定する方法は、過小評価となることはない。

⁹ 例:「(添付 4) 図-1」に示すカップリング部(「評価単位」No.1)

¹⁰ 例 :「(添付 4) 図-1」に示すカップリング穴(「評価単位」No.1)

¹¹ 例:「(添付 4) 図-1」に示す狭隘部(バランスウェイト溝)(「評価単位」No.1)

¹² 狭隘部が車軸全体に占める面積割合は各車軸とも 1.6%である。また,狭隘部のある「評価 単位」は全 26「評価単位」のうち低圧車軸(A)及び低圧車軸(B)は5「評価単位」,低圧 車軸(C)は6「評価単位」であり,面積割合は 0.12%~14%である。

「測定領域(1)」の測定日で整理し、「評価単位」の評価日は「測定領域(1)」 の測定日とする。同一「測定単位」に「測定領域(1)」が2カ所以上ある場 合は、最初に測定する「測定領域(1)」の測定日を評価日とする。その他の 日に測定を行った「測定領域」の放射能量は、評価日まで減衰補正をしたうえ で合計する。

3.2 放射能濃度の決定方法

・「測定領域」の評価対象核種(⁶⁰Co)の放射能量は,計数率及び放射能換算 係数を基に求め,これを(5-1)式により評価日まで減衰補正を行うことに より,評価日における放射能量とする。その際,「測定領域(1)」に狭隘部 が存在する場合,(5-2)式によりその面積に応じた放射能量を加算して当該 「測定領域(1)」の放射能量とする。放射能量の求め方は下記4.項に示す とおりである。

$$q_{jjzfijk, jrma} = q_{jjzfijk, jjzf} \times e^{-\lambda_{\text{Co}}t_1} + q_{s, jrma}$$
(5-1)

ここで,

<i>q _{測定領域,}評価日</i>	:	評価日における「測定領域(1)」又は「測定領域(2)」
		の評価対象核種(⁶⁰ Co)の放射能量(Bq)。
<i>q_{測定領域,測定日}</i>	:	測定日における「測定領域(1)」又は「測定領域(2)」
		の評価対象核種(⁶⁰ Co)の放射能量(Bq)。
		具体的には下記 4.項に示すとおりである。
λ_{Co}	:	評価対象核種(⁶⁰ Co)の崩壊定数 3.6×10 ⁻⁴ (d ⁻¹)。
		半減期を 5.2714 年,1 年間を 365.2422 日と設定。
		(参考文献 1,2)
t_1	:	測定日から評価日までの経過日数 (d)。
		代表「測定単位」を構成する「測定領域」のうち,最初
		に測定対象となる「測定領域(1)」は測定日が評価日
		となることから,この場合,t ₁ =0とする。
<i>q_{s.} 評価日</i>	:	評価日における「測定領域(1)」にある狭隘部の評価
0, HI MA		対象核種(60Co)の放射能量(Bq)であり、(5-2)式に
		よって求める。
		狭隘部がない「測定領域(1)」は、q _{、 評価日} =0とする。

・代表「測定単位」の放射能量は、(5-3)式により上記の「測定領域(1)」及び「測定領域(2)」の放射能量を合計して求める。

ここで,

Q _{代表測定単位,評価日}	:	評価日における代表「測定単位」の評価対象核種
		(⁶⁰ Co)の放射能量(Bq)。
N _k	:	「測定単位」における「測定領域」の数(-)。
q _{測定領域,評価日,k}	:	評価日における「測定領域」kの評価対象核種(⁶⁰ Co)
		の放射能量(Bq)で,(5-1)式によって求まる値。

・「測定領域(1)」の測定において,狭隘部又は「測定領域(2)」からの放射 線を弁別して測定することはできないため,測定値の全てを「測定領域(1)」 からの放射線によるものとして扱う。 ・代表「測定単位」の評価対象核種(60Co)の放射能濃度は,(5-4)式により 放射能量を重量で除して求める。

$$C_{\mathcal{R} \neq \mathbb{D}, \mathbb{F} \oplus \mathbb{D}} = Q_{\mathcal{R} \neq \mathbb{D}, \mathbb{F} \oplus \mathbb{D}} / \mathbb{W}$$
(5-4)

ここで,

C _{代表測定単位,評価日}	:	評価日における代表「測定単位」の評価対象核種(⁶⁰ Co)の放射能濃度(Bq/g)。
Q _{代表測定単位,評価日}	:	評価日における代表「測定単位」の評価対象核種(60Co)の放射能量(Bq)で,(5-3)式によって求まる値。
W	:	放射能濃度を求めるために用いる不確かさを考慮した 代表「測定単位」の重量(g)。 ここでの重量は、「(添付4)図-1」に示す寸法の実測 結果に基づく「測定単位」の重量と実態との差異を考慮
		して,設定する。

・以上で求めた代表「測定単位」の放射能濃度を当該「評価単位」の評価対象核 種(⁶⁰Co)の放射能濃度とする。

 ¹⁴「評価単位」(10トン以下)及び「測定単位」(1トン以下)を管理する重量は「(添付 2)表
 -2」及び「(添付 4) 図-1」の値である。

4. 測定条件の抽出と設定

・測定条件とは、代表「測定単位」のD/C(評価対象核種(⁶⁰Co))が1以下で あることの判断を可能にするための条件であり、評価対象核種(⁶⁰Co)の放射 能換算係数及び計数率を考慮する。

4. 1 放射能換算係数

- ・評価対象核種(⁶⁰Co)の放射能換算係数(Bq/s⁻¹)は,放射線測定装置で測定 した評価対象核種(⁶⁰Co)の計数率(s⁻¹)と放射能量(Bq)を対応づける換 算係数である。
- ・「測定領域(1)」及び「測定領域(2)」の放射能量(Bq)は,「測定領域」内の放射能量の分布(Bq/cm³)から求める。
- ・この分布を保守的に設定し、「測定領域」の放射能量(Bq)と計数率(s⁻¹)の 関係を遮へい計算で求め、これを放射能換算係数(Bq/s⁻¹)として整理する。
- ・「測定領域」内の放射能量の分布は、「測定領域」の放射能量が保守的となるよう、以下のように設定する。
- ・放射能換算係数は、放射線測定装置と「測定領域」との間に遮へいとなる部分 が存在しない場合(ケース A)と存在する場合(ケース B)の2ケース設定す る。
- ・「測定領域(1)」(Ge 半導体検出器を用いて測定)にはケース A 及びケース B があり,「測定領域(2)」(NaI シンチレーションサーベイメータを用いて 測定)はケース A である。「(添付 4) 図-1」及び「(添付 5) 図-2」に示す とおり,「評価単位」によって評価に用いる放射能換算係数が異なり,翼取付 部のうち「評価単位」No.4, 6, 20, 22 はケース B, それ以外はケース A で ある。

(1) 放射能換算係数(ケースA)の設定

- ・放射線測定装置と「測定領域」との間に遮へいとなる部分が存在しない場合 (ケースA)の放射能換算係数の設定方法を以下に述べる。
- ・ケース A で使用する放射線測定装置は, Ge 半導体検出器及び NaI シンチレ ーションサーベイメータである。
- ・ケースAでは、「測定領域」内で応答関数(s⁻¹/Bq)が最も小さい位置に放射 能量全てがあるものとして、放射能換算係数(Bq/s⁻¹)を設定する。設定の具 体的な方法を下記に示す。
- ・評価対象核種(⁶⁰Co)の計数率 P(s⁻¹)と放射能量 A (Bq)の関係を放射能 換算係数(Bq/s⁻¹)として用意しておき,放射線測定装置で測定した評価対象 核種(⁶⁰Co)の計数率 P (s⁻¹)を基に放射能量 A (Bq)を求める。

・放射線測定装置と「測定領域」との間に遮へいとなる部分が無いことを考慮し, 応答関数が最も小さい位置での応答関数*RF*(s⁻¹/Bq)を(5-5)式を用いて計 算し,放射能換算係数*CF*(Bq/s⁻¹)を設定する。

$$CF = RF^{-1} = \left(g(\theta) \cdot \frac{\eta}{4\pi} \cdot \frac{1}{r^2}\right)^{-1}$$
(5-5)



- ・「測定領域」の形状及びγ線源を評価体系にモデル化し、点減衰核法に基づく 遮へい計算の方法で、単位放射能量(Bq)に対する計数率(s⁻¹)を計算する。
- ・γ線源と放射線測定装置の位置関係の設定にあたり,放射線測定装置側は検出 器の中心位置を基準点とする。
- ・点減衰核法に使用する放射線測定装置の幾何学的効率は参考文献に準拠して 設定する。具体的には、「対象物と検出器の距離」及び「放射線の入射角度に よる感度変化」を、Ge半導体検出器及びNalシンチレーションサーベイメー タのそれぞれに対して幾何学的効率を包含する保守的な代表値を設定する。 具体的には「(添付 6)表-2」に示すとおりである。(参考文献 3,4)
- ・Nal シンチレーションサーベイメータを用いた測定では、当該「測定領域」の 測定において測定対象以外の「測定領域」にある放射性物質からの寄与はある が、当該「測定領域」に放射性物質があるものとして扱うことで、当該「測定

領域」の放射能量を保守的に評価する。

- ・放射能換算係数に関するパラメータを「(添付5)図-3」に示す。
- ・ケース(A)として、「測定領域(1)」は「評価単位」No. 13(このうち第7-7段間部分)、「測定領域(2)」は「評価単位」No. 13(このうち第7段の通気穴部分)の放射能換算係数の設定例を「(添付5)図-4」に示す。

(2)放射能換算係数(ケースB)の設定

- ・放射線測定装置と「測定領域」との間に遮へいとなる部分が存在する場合(ケース B)の放射能換算係数の設定方法を以下に述べる。
- ・ケース B で使用する放射線測定装置は,Ge 半導体検出器である。
- ・ケースBでは、「(添付5)図-5」に示すとおり、「測定領域」内を小領域に分割し、小領域あたりの放射能量を保守的に設定する。設定の具体的な方法は、下記a)項に示すとおりである。
- ・「(添付 5) 図-2」に示すとおり,放射能換算係数が極端に保守的とならず適度な保守性を持たせるよう,「測定領域」内において計数率が最も小さくなる小領域位置から順に各小領域に下記 a)項にて設定する小領域あたりの放射能量を割り当てていき,「測定領域」の総放射能量(Bq)と放射線測定装置での計数率(s⁻¹)との関係を「(添付 5) 図-5」に示すような放射能換算係数CF(Bq/s⁻¹)として整理する。
- ・このようにすることで,測定した計数率(s⁻¹)に対応する総放射能量(Bq) を保守的に評価することができる。
- ・放射能換算係数に関するパラメータを「(添付5)図-3」に示す。
- ・ケース(B)として,「評価単位」No. 22(第14段の翼取付部)の放射能換 算係数の設定例を「(添付5)図-5」に示す。

a)小領域あたりの放射能量の設定

・小領域あたりの放射能量は,事前調査と管理により設定する小領域内に存在する評価対象核種(⁶⁰Co)の放射能量を保守的に設定する値であり,2つのパラメータ(表面汚染密度,小領域中の面積)に基づいて設定する。

x:表面汚染密度(Bq/cm²) 除染前に汚染が顕著に確認された主蒸気入口付近(第7-8段間)の除染 後の表面汚染密度は,「(添付2)図-2」に示すとおり,3軸の平均値 は1.7×10⁻¹Bq/cm²,最大値は4.4×10⁻¹Bq/cm²である(令和2年4月 1日時点)。小領域あたりの放射能量の設定にあたっては,これに余裕 を見て保守的に2.0Bq/cm²(令和2年4月1日時点)を代表値として設 定する。 これは「(添付2)図-2」に示す測定データの95%上限値¹⁵である3.2 ×10⁻¹Bq/cm²に対して十分余裕のある設定になっている。 現在,対象物は汚染のおそれのある管理区域において汚染防止措置を施 して保管している。測定及び評価にあたり,対象物を保管している場所 を汚染のおそれのない管理区域に変更する際,この設定値が適用できる ことを確認する。

y:小領域中の面積(cm²)

小領域は、その中に含まれる対象物の表面積が、放射線測定装置の検出 器として使用する GM 管式サーベイメータ及びプラスチックシンチレ ーション式サーベイメータのうち窓面積のより大きいプラスチックシ ンチレーション式サーベイメータの窓面積 (100cm²) 以上となるように 小領域の体積 (cm³) を設定する。小領域の面積 (cm²) は、小領域の体 積 (cm³) に対応する面積 (cm²) とする。

上記 x・yの積を小領域あたりの最大放射能量(Bq)として設定する。

b) 放射能換算係数の設定

・放射能換算係数は、「測定領域」の放射能分布及び形状に依存する。

¹⁵「(添付 2) 図-2」に示す算術平均値(1.7×10⁻¹Bq/cm²)に標準偏差(8.9×10⁻² Bq/cm²)の1.645倍(1.5×10⁻¹Bq/cm²)を加えた値。

- ・「測定領域」内の放射能分布を考慮できるよう「測定領域」を複数の小領域に 分割する。
- ・小領域は、放射能分布を考慮する最小単位とする。
- ・「測定領域」内を小領域に分割し、小領域あたりの放射能量を保守的に設定する。設定の具体的な方法は上記 a)項に示すとおりである。

・各小領域の単位放射能量に対する放射線測定装置での応答関数*RF_i*(s⁻¹/Bq) を以下の(5-7)式を用いて求める。

$$RF_{i} = g(\theta) \cdot \frac{\eta}{4\pi} \cdot \frac{1}{r_{i}^{2}} \cdot exp(-\mu\rho d)$$
(5-7)



c) 「測定領域」内の放射能分布の設定方法

・「測定領域」を構成する小領域の放射能量を合計して「測定領域」の放射能量 を求める。

- ・「測定領域」内の各小領域の放射能量分布は、保守的に設定する。
- ・「測定領域」内の放射能分布 $\{a_i\}$ は、小領域毎にゼロ又は小領域あたりの放射能量 ($a_{max,i}$) のいずれかとする。
- ・最初に放射能分布 {*a_i*}を全てゼロとし、小領域の応答関数が小さい小領域から順に*a_iを*小領域あたりの放射能量に置き換えていき、「測定領域」における検出器の計数率を計算する。

・測定時間が短く検出限界計数率が大きい場合又は測定時のバックグラウンド レベルが高い場合, $P > P_N$ となることがある。この場合,測定条件を見直して 再測定を行うか,再除染し再測定を行う。

4.2 計数率の設定方法

(1) Ge 半導体検出器を用いた測定

- ・放射能濃度の評価に用いる計数率は,計数率の統計的誤差を考慮して保守的に 設定する。
- ・Ge 半導体検出器を用いて評価対象核種(⁶⁰Co)のγ線スペクトル解析を行って「測定領域(1)」の計数率を求める。(参考文献5)
- ・計数率の統計的誤差は、下表のとおり計数率を設定し、下記(5-9)式で用いる計数率とする。
- ・測定した計数率が検出限界計数率以上であった場合,計数率の統計的誤差を加 えた値¹⁷を測定値とする。
- ・測定した計数率が検出限界計数率未満であった場合,検出限界計数率を測定値 とする。

評価対象核種(⁶⁰ Co)の測定結果	評価に用いる計数率(s ⁻¹)
検出	検出値 + 1.645σ
検出限界計数率未満	検出限界計数率

注) σは検出値の標準偏差。

・(5-9) 式により、「測定領域(1)」の評価対象核種(⁶⁰Co)の計数率に対応す る放射能量を求める。

$$q_{jjzfijk,jjzfl} = CF_{Ge} \times \left(N_{Ge} - m_{Co}\right)$$
(5-9)

ここで,

 : 測定日における「測定領域(1)」の評価対象核種 *q_{測定領域,測定日}* (⁶⁰Co)の放射能量(Bq)。 評価対象核種(⁶⁰Co)の放射能換算係数(Bg/s⁻¹)。 CF_{Ge} : 計数率(s-1)を放射能量(Bq)に換算するための関数と して定義する。放射能換算係数の設定方法は、4.1項 及び「(添付5) 図-2,3」に示すとおりである。 測定時における評価対象核種(60Co)が放出する N_{Ge} : 1.333MeVのγ線の計数率(s⁻¹)。測定した計数率が 検出限界計数率未満であった場合、検出限界計数率 を用いる。 この場合, mcoはゼロとする。(参考文献 4)

 ¹⁷ 検出値に統計的誤差として標準偏差(σ)の1.645 倍を加えた値(95%上限値)。信頼の水準を片側95%としたときの上限値を「95%上限値」という。(参考文献6,7)

- *m_{co}* : 「測定領域」以外から放出される評価対象核種(⁶⁰Co)の1.333MeVのγ線の計数率(s⁻¹)。
 *m_{co}*は、測定した計数率(*N_{Ge}*)が検出限界計数率以上の場合、対象物と検出器の間を遮へいして評価対象核種(⁶⁰Co)が放出する1.333MeVのγ線の計数率(s⁻¹)を測定し、遮へいを透過したγ線を補正して「測定領域」以外からのγ線の計数率*m_{co}*(s⁻¹)として求める¹⁸。
 対象物を測定した結果、*N_{Ge}*が検出限界未満であった場合、*m_{co}*=0とする(参考文献4)。
 具体的には「(添付5)表-1」に示すとおりである¹⁹。
- ・「測定領域(1)」に Ge 半導体検出器が近接できない狭隘部がある場合,当該 部の放射能量は,(5-9)式で求まる値に(5-2)式で求まる値を(5-1)式で加 算し,評価日の値として整理する。

(2) NaI シンチレーションサーベイメータを用いた測定

- NaI シンチレーションサーベイメータを用いて測定する場合、測定した計数
 率がバックグラウンドを含め全て「測定領域」の評価対象核種(⁶⁰Co)からの
 計数率として放射能量を求める。従って、NaI シンチレーションサーベイメータを用いて測定する場合、検出限界計数率は設定しない。
- ・NaI シンチレーションサーベイメータでは計数率にバックグラウンドが含まれ、「(添付 5) 表-2」に示すとおり、バックグラウンドが占める割合は評価対象核種(⁶⁰Co)が放出するγ線の割合を上回り、評価対象核種(⁶⁰Co)からのγ線の統計的誤差はバックグラウンドに包含されると評価することから、 測定した計数率の統計的誤差は考慮せず、測定した計数率がバックグラウン

¹⁸ m_{Co} の測定結果が検出値の場合の評価に用いる計数率の統計的誤差は、 N_{Ge} の標準偏差及び m_{Co} の標準偏差を考慮し、その標準偏差は誤差伝播式より $\sigma_{net} = \sqrt{\sigma_{NGe}^2 + \sigma_{mCo}^2}$ となり、(5-9)式での統計的誤差は95%片側上限値(標準偏差 σ_{net} の1.645 倍)とする(「(添付 5) 表-1」参照)。ここで、 σ_{net} : 評価に用いる計数率($N_{Ge} - m_{Co}$)の標準偏差。 σ_{NGe} : 測定時における評価対象核種(60 Co)が放出する 1.333MeV の γ 線の計数率(N_{Ge})の標準偏差。

 σ_{mCo} : 「測定領域」以外から放出される評価対象核種(${}^{60}Co$)の1.333MeV の γ 線の計数率(m_{Co})の標準偏差。

¹⁹ 遮へい体(鉛)を検出器の前面に設置に要する時間は5分程度であるため、評価対象核 種(⁶⁰Co)が放出するγ線を測定後、「測定領域」外からのγ線を測定するまでの時間は 短時間であり、測定場所周辺の放射線環境は変わらないものとして扱う。 ドを含め全て評価対象核種(60Co)からのものとして放射能量を求める。

・(5-10) 式により,「測定領域(2)」の評価対象核種(⁶⁰Co)の計数率に対応する放射能量を求める。

$$q_{\underline{W}\underline{c}\underline{f}\underline{w}\underline{w}\underline{c}\underline{f}} = CF_{NaI} \times N_{NaI} \tag{5-10}$$

ここで,

q 測定領域,測定日	:	測定日における「測定領域(2)」の評価対象核種(60Co)
		の放射能量 (Bq)。
<u> </u>		

CF_{NaI}	:	評価対象核種(60Co)の放射能換算係数(Bq/ s ⁻¹)。
		計数率(s ⁻¹)を放射能量(Bq)に換算するための関数とし
		て定義する。
		放射能換算係数の設定方法は、4.1項及び「(添付5)図
		-2,3」に示すとおりである。
N _{NaI}	:	測定時における評価対象核種(⁶⁰ Co)が放出するγ線の

計数率(s⁻¹)。

4.3 放射能量の測定方法の妥当性の確認

- ・基準値を下回ることの判断ができる測定ができること,放射能量の測定方法の 妥当性及び放射線測定装置の性能を確認するため、表面汚染密度の代表値を 考慮した ⁶⁰Co 標準線源を対象物(放射線測定装置から「測定領域」の遠方) に設置して,放射線測定装置(Ge 半導体検出器, NaI シンチレーションサー ベイメータ)を用いて計数率を測定した。
- ・測定対象、放射能換算係数及び測定結果のまとめを下表に示す。

No.	1		2	3
測会俗正	笠 7-7	仍問	第7段の	第 14 段の
例是固力	舟 1 1	权间	通気穴	翼取付部
「測定単位」	13	-2	13-2	22-1
「測定領域」	(1)		(2)	(1)
长时约测学吧	0、火港4	とないの	NaI シンチレーション	Ge 半導体検出器
<u> </u>	Ge 丰辱和	1210日 67111111111111111111111111111111111111	サーベイメータ	
放射能換算係数	ケースA			ケース B
放射能換算係数		「(添付 5)		
設定パラメータ		(称1) 3) 凶一,	5, 4]	⊠−3, 5」
測定值 X(Bq)	$3.6 imes10^3$	$8.5 imes 10^{3}$	$4.7 imes 10^{3}$	$1.6\! imes\!10^4$
標準線源Y	1.0×102	$4.9 imes 10^{3}$	1.0×102	0.1 × 102
(Bq)	1.2×10^{3}		1.2×10^{3}	0.1×10^{3}
X/Y (-)	3.0	1.7	3.9	2.6
測定値 X に基づく	$7.8 imes 10^{-2}$	1.9×10^{-1}	$1.0 imes 10^{-1}$	$3.0 imes 10^{-1}$
D/C (⁶⁰ Co) (-)				
測定結果詳細		「(添付 5)		
				図−7」

(1) 基準値を下回ることの判断ができる測定ができることの確認

- ・ケースAは、「(本文) 図-6」に示すとおり、応答関数が最も小さい位置に 汚染が集中している評価モデルであり、「(添付 5) 図-4」に示すとおり、計 数率と放射能量は一次関数の比例関係であり、D/C が1付近においても放射 能濃度を評価することができると評価した。
- ケースBは、「(本文)図-6」に示すとおり、「測定領域」内を小領域に分割し、小領域に割り当てる放射能量を一定値に設定する評価モデルであり、「(添付5)図-5」に示すとおり、計数率と放射能量の関係は曲線になる。
 妥当性確認(No. 3、第14段の翼取付部)の放射能換算係数の設定グラフは、D/Cの最大値が4.4×10⁻¹であり評価上の最大 D/Cは1に満たないが、これは基準値近傍までの測定及び評価ができないということではなく、対象物の比表面積が小さいため、表面汚染密度の値を保守的に設定しても D/C は1に満たないということであり、それ以上は測定不要ということになる。
(2) 放射能量の測定方法の妥当性確認

・測定で得られた計数率に基づき放射能量を算出し,標準線源の放射能量と比較した結果,「(添付5)図-6,7」に示すとおり,測定における不確かさを考慮しても測定結果は標準線源の放射能量を上回ることを確認し,放射能量の測定方法は妥当と評価した。

5. 放射能濃度の決定における不確かさの考慮

- ・放射能濃度の決定においては以下とおり不確かさを考慮する。
- ・サンプリング測定の代表「測定単位」は、放射能量を保守的に評価することを 考慮し、上記 2. 項に示すとおり、「評価単位」を構成する「測定単位」のう ち「測定領域」の数が最大の「測定単位」とする。

・測定条件の不確かさの要因として,上記 4.項に示すとおり,放射能換算係数 及び計数率の設定において以下の保守性を見込む。

・「測定領域(1)」で整理する狭隘部の放射能量設定に必要な表面汚染密度と表面積のうち,表面汚染密度は実測値に裕度を持たせて設定する。

・不確かさの考慮に関する詳細を「(添付5)表-4」に示す。

参考文献

- 1. Richard B. Firestone, S. Y. Frank Chu, Coral M. Baglin et al., "Table of Isotopes EIGHTH EDITION", (1999)
- 2. 日本アイソトープ協会,11版 アイソトープ手帳,丸善出版株式会社
- 3. 「原子力教科書 放射線遮蔽」(著者:小佐古 敏荘, 笹本 宣雄/オーム社)
- 日本原子力学会標準「ウラン取扱施設におけるクリアランスの判断方法: 2010」
- 5. 文部科学省放射能測定法シリーズ「ゲルマニウム半導体検出器によるガン マ線スペクトロメトリー」(平成4年改訂)
- 6. 低濃度放射能測定における ISO 11929 に従った測定の不確かさと特性値の 導出(酒井宏隆,吉居大樹,川崎 智)
- 「放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の 放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準」(令和2年8月13日施 行,原規規発第2007294号,原子力規制委員会決定。)

添付書類 五 図表リスト

- (添付5) 図-1 「評価単位」,「測定単位」及び「測定領域」の関係
- (添付5) 図-2 放射能量の測定・評価方法の概要
- (添付5) 図-3 放射能換算係数の設定に必要なパラメータ
- (添付5) 図-4 放射能換算係数の設定例 (ケースA)
- (添付5) 図-5 放射能換算係数の設定例 (ケースB)
- (添付5)図-6 放射能量の測定方法の妥当性確認(ケースA)
- (添付5) 図-7 放射能量の測定方法の妥当性確認(ケースB)
- (添付5) 表-1 Ge半導体検出器の計数率の BG 補正
- (添付5) 表-2 Nal シンチレーションサーベイメータの計数率
- (添付5) 表-3 対象物のモデル化による不確かさ
- (添付5) 表-4 放射能濃度の決定における不確かさ

(添付5) 図-1 「評価単位」,「測定単位」及び「測定領域」の関係

対象物



(添付 5) 図-2 放射能量の測定・評価方法の概要(1/2)

放射能量の測定・評価方法の概要を以下に示す。

- ・放射能換算係数(Bq/s⁻¹)は、放射線測定装置を用いて対象物を測定する前に設定する。 その際、放射能換算係数の設定パラメータ(放射能分布,対象物と放射線測定装置との位 置関係による測定感度等)を保守的に設定する。
- ・放射能換算係数は、「(本文)図-6」に示すとおり、総放射能量(Bq)と放射線測定装置 での計数率(s⁻¹)との関係として整理する。
- ・放射能換算係数は,放射線測定装置と「測定領域」との間に遮へいとなる部分が存在しない場合(ケースA)と存在する場合(ケースB)の2ケースを採用する。各ケースの概要は以下のとおりである。
- ・ケース A は、最低感度の場所(放射能換算係数が最も大きい場所)に全ての汚染がある ものとして計数率を放射能量に換算するモデルであり、過大評価になる。
- ・ケースBは、ケースAより放射能量の過大評価を緩和する一方、対象物の実際の汚染分 布に近いと推定する均一分布として計数率を放射能量に換算するモデル(以下、「ケース C」という。)より適度な保守性をもたせて評価できるように放射能分布を設定する。
- ・ケース B は、「測定領域」内を小領域に分割し、対象物の表面汚染密度がある値以下であるという条件を利用することで、小領域に割り当てる放射能量を一定値に設定する。
- ・次に各小領域に小領域あたりの放射能量があった場合の放射線測定装置での計数率(応答 関数:s⁻¹/Bq)を遮へい計算で求める。
- ・放射線測定装置を用いて対象物の計数率を測定するとともに、計算で「測定領域」内において計数率が最も小さい小領域(低感度位置:応答関数が小さい場所)から順に小領域あたりの放射能量を割り当てていき、計算値(計数率)が測定値(計数率)と等しくなる又は超える時までの累積放射能量を「測定領域」の総放射能量(Bq)とする。
- ・小領域内の放射能分布は、低圧車軸が回転体であること、除染(ブラスト除染)を施して あり除染後の汚染は均一であるとみなすことできると評価するが、更なる裕度の観点か ら、応答関数が最も小さい位置(低感度位置)に放射能量が集中しているとして応答関数 (s⁻¹/Bq)を設定する。
- ・これにより、測定した計数率に対応する放射能量を求めることができる。
- ・実際には、計算で割り当てた全ての小領域にそれだけの放射能量が有るとは限らないの で、保守的に放射能量を評価することになる。

(添付5) 図-2 放射能量の測定・評価方法の概要(2/2)

簡易的に2次元体系で示した測定体系(イメージ)を下図に示す。



上記測定体系における各評価モデルの放射能分布を下表に示す。 各セルが小領域,ハッチングが放射能の有無(濃度)を表している。

ケース A	ケース B	ケース C(本申請外)	
適用評価単位 ケース B 以外	適用評価単位 No.4, 6, 20, 22	適用評価単位 (なし)	
 応答関数が最も小さい位置に汚染が集中していると設定する。 過大評価である。 	 ・計算で測定値(s⁻¹)を再 現するまで、応答関数が 小さい位置(過大評価となる位置)から順に小領 域あたりの放射能量を割 り当てていき、計算値 (s⁻¹)が測定値(s⁻¹)と 同じか上回るまで割り当 て、そこまでの累積放射 能量を「測定単位」の放 射能量とする。 ・適度な保守性をもった評 価になる。 	 ・均一な汚染分布を設定する。 ・実際の汚染分布はこれに近いと推定するので現実的な評価に近いと考えられるが、均一であることの確認が困難である。 	

表 放射能分布の種類

(添付5) 図-3 放射能換算係数の設定に必要なパラメータ(1/9)

放射能換算係数の設定に必要なパラメータを以下に示す。

1. 放射線測定装置毎の共通事項を以下に示す。

(1) Ge 半導体検出器

項目	設定内容
検出器の距離	・検出器の位置は、測定領域が±60°以内の検出器の視野に含
	まれるように設定する。
	・距離は検出器中心で定義するため,Ge 半導体検出器保護ケ
	ース表面と検出器中心までの距離 44mm を含む。

(2) NaI シンチレーションサーベイメータ

項目	設定内容
検出器の距離	・検出器の位置は、測定領域が±135°以内の検出器の視野に含
	まれるように設定する。
	・距離は検出器中心で定義するため, NaI シンチレーションサ
	ーベイメータ表面と検出器中心までの距離 20mm を含む。

- 2.「測定領域」の形状に応じて下記 8 種類に分類し、パラメータの設定例を次頁以降に示す。
- (1) 段間(第7-7段間の例)
- (2) 軸受部(カップリング部の例)
- (3) カップリング平坦部
- (4) 中心孔
- (5) 翼取付部(第14段フォーク部の例)
- (6)小穴(押しボルト用穴の例)
- (7) 大穴(第7段通気穴の例)
- (8) 切り溝 (カップリング部の切り溝の例)

(添付5) 図-3 放射能換算係数の設定に必要なパラメータ (2/9)

(1)段間(第7-7段間の例)

Ge半導体検出器を用いて段間を測定する場合の対象物と検出器の間の形状を評価体系にモデル化する場合の例(「評価単位」No.13)を以下に示す。



(添付5) 図-3 放射能換算係数の設定に必要なパラメータ(3/9)

(2) 軸受部(カップリング部の例)

Ge 半導体検出器を用いて軸受部(カップリング部)を測定する場合の対象物と検出 器の間の形状を評価体系にモデル化する場合の軸受部の例(「評価単位」No.1)を以 下に示す。



(添付5) 図-3 放射能換算係数の設定に必要なパラメータ(4/9)

(3) カップリング平坦部

Ge半導体検出器を用いてカップリング平坦部を測定する場合の対象物と検出器の間の形状を評価体系にモデル化する場合のカップリング平坦部の例(「評価単位」No.1)を以下に示す。



(添付5) 図-3 放射能換算係数の設定に必要なパラメータ(5/9)

(4) 中心孔

Ge 半導体検出器を用いて中心孔を測定する場合の対象物と検出器の間の形状を評価 体系にモデル化する場合の中心孔の例(「評価単位」No.1)を以下に示す。



(添付5) 図-3 放射能換算係数の設定に必要なパラメータ(6/9)

(5) 翼取付部(第14段フォーク部の例)

Ge半導体検出器を用いて低圧車軸を測定する場合の対象物と検出器の間の形状を評価体系にモデル化する場合の翼取付部の例(第14段フォーク部,「評価単位」No.22)を以下に示す。



(添付5) 図-3 放射能換算係数の設定に必要なパラメータ(7/9)

(6)小穴(押しボルト用穴の例)

Nal シンチレーションサーベイメータを用いて低圧車軸を測定する場合の対象物と 検出器の間の形状を評価体系にモデル化する場合の小穴(押しボルト用穴)の例 (「評価単位」No.1)を以下に示す。





(添付5) 図-3 放射能換算係数の設定に必要なパラメータ(8/9)

(7)大穴(第7段通気穴の例) NaIシンチレーションサーベイメータを用いて低圧車軸を測定する場合の対象物と 検出器の間の形状を評価体系にモデル化する場合の大穴(第7段通気穴)の例 (「評価単位」No.13)を以下に示す。





(添付5) 図-3 放射能換算係数の設定に必要なパラメータ (9/9)

(8)切り溝(カップリング部の切り溝の例) NaIシンチレーションサーベイメータを用いて切り溝を測定する場合の対象物と検 出器の間の形状を評価体系にモデル化する場合の切り溝の例(「評価単位」No.1)を 以下に示す。



(添付 5) 図-4 放射能換算係数の設定例 (ケース A) (1/2)

(1)放射能換算係数(ケース A)の設定例(Ge 半導体検出器)
 このケースの例として,「評価単位」No. 13(このうち第 7-7 段間部分)の条件設定
 及び放射能量と計数率との関係図を以下に示す(「(添付 5)図-3」参照)。







(添付 5) 図-4 放射能換算係数の設定例 (ケース A) (2/2)

(2) 放射能換算係数 (ケース A)の設定例 (NaI シンチレーションサーベイメータ) このケースの例として,「評価単位」No. 13 (このうち第7段の通気穴部分)の条件 設定及び放射能量と計数率との関係図を以下に示す(「(添付5)図-3」参照)。





放射能換算係数の設定

計数率【s⁻¹】

(添付 5) 図-5 放射能換算係数の設定例 (ケース B) (1/4)

放射能換算係数 (ケース B)の設定例 (Ge 半導体検出器)

- ・このケースの例として、「評価単位」No. 22(第14段の翼取付部)の条件設定及び 放射能換算係数の設定例を示す(「(添付5)図-3」参照)。
- ・汚染部位の翼取付部(フォーク部先端)である「測定領域」内を小領域に分割する。
 その際の「測定領域」の比表面積は下表のとおり。



(添付 5) 図-5 放射能換算係数の設定例 (ケース B) (2/4)

- ・「測定領域」内における放射能分布の設定イメージを以下に示す。
- ・「測定領域」内における放射能分布は、小領域の応答関数(s⁻¹/Bq)が小さい順(検出 器からの距離が遠い順)に設定する。下図のイメージは立方体の「測定領域」を図示 しているが、放射能換算係数(ケース B)が対象となる「測定単位」の形状はいずれ も扇形である。



(添付 5) 図-5 放射能換算係数の設定例 (ケース B) (3/4)

- ・「測定領域」内における放射能分布の設定及び放射能換算係数のイメージを以下に示 す。
- ・応答関数(s⁻¹/Bq)が小さい小領域から小領域あたりの放射能量を順次配置した場合の計算値の計数率の変化である。





(添付 5) 図-5 放射能換算係数の設定例 (ケース B) (4/4)

・放射能換算係数(ケース B)の設定例(Ge 半導体検出器)の例として,「評価単位」 No. 22(第14段の翼取付部)の条件設定及び放射能量と計数率との関係図を以下に示 す(「(添付 5) 図-3」参照)。



(添付5)図-6 放射能量の測定方法の妥当性確認(ケースA)(1/8)

- (1) 放射能換算係数 (ケース A)の設定例 (Ge 半導体検出器)
- <目的>
- ・「評価単位」No. 13 を構成する「測定領域(1)」の最遠点に標準線源を設置し、放射 能量(Bq)と放射線測定装置の計数率(s⁻¹)との関係を測定し評価対象核種(⁶⁰Co)の 放射能量の測定方法の妥当性を確認する。

(添付5)図-6 放射能量の測定方法の妥当性確認(ケースA)(2/8)

<線源試験概略図>



①測定領域の中央と Ge 半導体検出器中 心との距離が 844mm となるよう設置。

②測定領域の中で、検出器中心から最も 遠い点に標準線源を設置(距離899mm)。 ・最遠点に標準線源を配置した放射線測 定装置による測定結果(計数率)は最小 となり,逆に最近点に標準線源を配置す ると測定結果(計数率)は最大となる。 ・放射能濃度(Bq/g)は、計数率(s⁻¹) に放射能換算係数(Bq/s-1)を乗じて放 射能量(Bq)を算出し、「測定単位」の 重量(g)で除すことにより求める。し たがって,計数率が最小となる配置での 放射能濃度は最小となる。 ・したがって,最遠点に標準線源を配置 することは,放射能濃度測定値が最小と なるような線源配置である。本申請書に 記載したその他の線源試験も同様であ る。

添付図表 5-20

<結果>

- ・「評価単位」No.13を構成する「測定領域(1)」の最遠点に標準線源を配置してGe半 導体検出器で測定した結果を図-1に示す。
- ・測定値(計数率)は、標準線源の放射能量(Bq)の位置(●印)を中心に計数率の不確 かさ(±2σ)を横軸方向にエラーバーで表記してある。



図-1 試験結果(第7-7段間)

<計数率の不確かさを考慮しても保守的な評価になることの確認>

・放射能換算係数は、エラーバーの両端を上回る位置にあることから、測定値(計数率)に
 相当する放射能量を放射能換算係数から求めて標準線源の放射能量と比較すると、エラ
 ーバーを含めても標準線源の放射能量を測定結果が上回ることを確認した。

(添付 5) 図-6 放射能量の測定方法の妥当性確認(ケース A)(4/8)

<基準値近傍においても適切に測定評価できることの確認>

- ・放射能換算係数(ケースA)は、応答関数が最も小さい位置に汚染が集中するとした評価モデルであり、計数率と放射能量は一次関数の比例関係である。基準値近傍の放射能量に相当する計数率であれば、放射線測定装置の測定性能の範囲内であり、測定可能であることから、計数率と放射能量の一次関数の比例関係は維持すると判断した。
- ・したがって、上記より基準値近傍においても放射能量を適切に評価できるが、基準値近 傍においても、上記と同様な評価結果となるか、以下のとおり評価した。
- ・計数率の不確かさを考慮し、測定した計数率から2σ小さい値(図-2の●印)を用いて「実測値に基づく放射能換算係数①及び②」(「標準線源の強度」/「測定した計数率から2σ小さい値」, Bq/s⁻¹)を算出した。



- ・試験結果(図-2)を基に、基準値近傍における測定性能を表現したグラフを図-3に 示す。
- ・基準値(D/C=1)に相当する放射能量は 4.6×10⁴Bq であり、計数率は「評価に用いる 放射能換算係数」から 1.8 s⁻¹となる。
- ・1.8 s⁻¹に対応する「放射能換算係数①,②」から算出した放射能量は、3.4×10⁴ Bq、
 2.3×10⁴ Bq であり、いずれも 4.6×10⁴ Bq よりも小さい。
- ・以上より、基準値近傍においても適切に評価できるものであることを確認した。

(添付5) 図-6 放射能量の測定方法の妥当性確認 (ケースA) (5/8)

(2) 放射能換算係数 (ケース A)の設定例 (NaI シンチレーションサーベイメータ)<目的>

・「評価単位」No. 13 を構成する「測定領域(2)」の最遠点に標準線源を設置し,放射能量(Bq)と放射線測定装置での計数率(s⁻¹)との関係を測定し評価対象核種(⁶⁰Co)の 放射能量の測定方法の妥当性を確認する。 (添付5) 図-6 放射能量の測定方法の妥当性確認(ケースA)(6/8)

<線源試験概略図>



(添付5)図-6 放射能量の測定方法の妥当性確認(ケースA)(7/8)

<結果>

- ・「評価単位」No.13を構成する「測定領域(2)」の最遠点に標準線源を配置して NaI シ ンチレーションサーベイメータで測定した結果を図-4 に示す。
- ・測定値(計数率)は、標準線源の放射能量(Bq)の位置(●印)を中心に計数率の不確 かさ(±2σ)を横軸方向にエラーバーで表記してある。



- <計数率の不確かさを考慮しても保守的な評価になることの確認>
- ・放射能換算係数は、エラーバーの両端を上回る位置にあることから、測定値(計数率)
 に相当する放射能量を放射能換算係数から求めて標準線源の放射能量と比較すると、エラーバーを含めても標準線源の放射能量を測定結果が上回ることを確認した。

(添付 5) 図-6 放射能量の測定方法の妥当性確認 (ケース A) (8/8)

<基準値近傍においても適切に測定評価できることの確認>

- ・放射能換算係数(ケースA)は、応答関数が最も小さい位置に汚染が集中しているとした評価モデルであり、計数率と放射能量は一次関数の比例関係である。
- ・したがって、上記より基準値近傍においても放射能量を適切に評価できるが、基準値近 傍においても、上記と同様な評価結果となるか、以下のとおり評価した。
- ・計数率の不確かさを考慮し、測定した計数率から2σ小さい値(図-5の● 印)を用い て「実測値に基づく放射能換算係数①」(「標準線源の強度」/「測定した計数率から2 σ小さい値」, Bq/s⁻¹)を算出した。



- ・試験結果(図-5)を基に、基準値近傍における測定性能を表現したグラフを図-6に 示す。
- ・基準値(D/C=1)に相当する放射能量は 4.6×10⁴ Bq であり、計数率は「評価に用いる 放射能換算係数」から 1.0×10³ s⁻¹ となる。
- ・1.0×10³ s⁻¹ における「実測値に基づく放射能換算係数①」から算出した放射能量は、
 1.2×10⁴ Bq であり、4.6×10⁴ Bq よりも小さい。
- ・以上より、基準値近傍においても適切に評価できるものであることを確認した。

(添付5) 図-7 放射能量の測定方法の妥当性確認(ケースB)(1/3)

(1) 放射能換算係数 (ケース B)の設定例 (Ge 半導体検出器)

<目的>

・「評価単位」No. 22 を構成する「測定領域(1)」の各小領域とGe半導体検出器との遮 へい関係を考慮した位置に標準線源を設置し、放射能量(Bq)と放射線測定装置での計 数率(s⁻¹)との関係を測定し、評価対象核種(⁶⁰Co)の放射能量の測定方法の妥当性を 確認する。



(添付5) 図-7 放射能量の測定方法の妥当性確認 (ケースB) (2/3)

<線源試験概略図>



添付図表 5-28

<結果>

- ・「評価単位」No. 22 を構成する「測定領域(1)」の最遠点に標準線源を配置して Ge 半導体検出器で測定した結果を下図に示す。
- ・測定値(計数率)は、標準線源の放射能量(Bq)の位置(●印)を中心に計数率の不確 かさ(±2σ)を横軸方向にエラーバーで表記してある。



図-1 試験結果(第 14 段の翼取付部)

<計数率の不確かさを考慮しても保守的な評価になることの確認>

- ・放射能換算係数は、エラーバーの両端を上回る位置にあることから、測定値(計数率)
 に相当する放射能量を放射能換算係数から求めて標準線源の放射能量と比較すると、
 エラーバーを含めても標準線源の放射能量を測定結果が上回ることを確認した。
- <基準値近傍においても適切に測定評価できることの確認>
- ・評価上の最大 D/C は1に満たないが、これは基準値近傍までの測定評価ができないと いうことではなく、今回の対象物の比表面積が非常に小さいため、表面汚染密度の値 を保守的に設定しても0.44 程度までしか到達しないということであり、それ以上は測 定不要ということになる。

(添付 5) 表-1 Ge 半導体検出器の計数率の BG 補正(1/2)

Ge 半導体検出器の測定において,評価対象核種(⁶⁰Co)が放出する 1.333MeV の γ線 の計数率(s⁻¹)が検出限界計数率以上の場合,対象物とGe 半導体検出器の間に 5.0cm の 遮へい体(鉛)を設置して「測定領域」以外からの γ線の計数率(s⁻¹)を測定する。この 「測定領域」以外からの γ線の計数率(s⁻¹)をm_{Co}とし BG を補正する。遮へい体(鉛) を検出器の前面に設置するのに要する時間は 5 分程度であるため,評価対象核種(⁶⁰Co) が放出する γ線を測定後,「測定領域」外からの γ線を測定するまでの時間は短時間であ り,測定場所周辺の放射線環境は変わらないとして扱う。

(1) 測定体系

「測定領域」以外からのγ線の計数率(s⁻¹)を測定する際の測定体系を以下に示す。



⁽²⁾ 遮へい体(鉛)の透過率

遮へい体(鉛)を用いた場合の評価対象核種(⁶⁰Co)が放出するγ線の透過率を式(1)により求める。

透過率 = exp
$$(-\mu_m \times \rho \times d)$$
 ・・・式 (1)

ここで,

μ_m	:	質量減衰係数 (cm ² /g)。鉄の線減衰係数 (4.13×10 ⁻¹ cm ⁻¹) ^{※1} を鉄 の密度 (7.85g/cm ³) ^{※1} で除して求める。
ρ	:	遮へい体(鉛)の密度(g/cm ³)。鉛の密度は 11.3g/cm ^{3 *2} 。
d	:	遮へい体の厚さ (cm)。

※1:実測値

※2:「原子炉材料ハンドブック」(日刊工業新聞社)

遮へい体の透過率は下表のとおり、5.0cmの遮へい体(鉛)の透過率は0.05である。

鉛遮へい体の厚さ(cm)	透過率(一)
1.0	0.55
5.0	0.05

(添付 5) 表-1 Ge 半導体検出器の計数率の BG 補正(2/2)

(3)「測定領域」以外からのy線の計数率(m_{co})

「添付書類五」(4.2項:(1)Ge半導体検出器を用いた測定)の(5-9)式において、評価に用いる計数率は N_{Ge} と m_{Co} の差により求め、その標準偏差は誤差伝播式より式(3)となり、(5-9)式での統計的誤差は95%片側上限値(標準偏差 σ_{net} の1.645倍)とすることから、統計的誤差を考慮した評価に用いる計数率は「 $(N_{Ge}-m_{Co})$ +1.645 σ_{net} 」となる。

$$\sigma_{net} = \sqrt{\sigma_{NGe^2} + \sigma_{mCo^2}} \quad \cdot \cdot \cdot \vec{\mathfrak{R}} \quad (3)$$

ここで,

 σ_{net} : 評価に用いる計数率 $(N_{Ge}-m_{Co})$ の標準偏差。

 σ_{NGe}
 : 測定時における評価対象核種(⁶⁰Co)が放出するγ線の計数率(N_{Ge})

 の標準偏差。

 σ_{mCo}: 「測定領域」以外から放出される評価対象核種(⁶⁰Co)のγ線の計 数率(m_{Co})の標準偏差。

(添付5) 表-2 NaI シンチレーションサーベイメータの計数率(1/3)

1. 評価に用いる計数率(Nal シンチレーションサーベイメータ)

NaIシンチレーションサーベイメータを用いた測定では、測定したグロス計数率にバッ クグラウンドが含まれる。本申請では評価対象核種(⁶⁰Co)の計数率(正味計数率)にバ ックグラウンド計数率を加えたグロス計数率を評価に用いる計数率とする。

添付図表 5-33
(添付 5) 表-2 NaI シンチレーションサーベイメータの計数率(3/3)

(添付5) 表-3 対象物のモデル化による不確かさ(1/2)

評価単位毎の「重量」は、対象物の寸法測定結果を用いてモデル化し、その形状を基に算 出することから、不確かさがあるものとして扱う。具体的には下表のとおり、不確かさを整 理した。

(1)「里里」の昇山に仕り小唯か	(1)	「重量」	の算出に伴う不確か	さ
------------------	-----	------	-----------	---

No.	不確かさ の項目	内容	不確かさ の度合い
1	重量		

(添付5) 表-3 対象物のモデル化による不確かさ(2/2)

(2) 形状をモデル化した部位の表面積及び体積の測定値と設計値の比較

・浜岡5号炉低圧タービンロータ車軸(A)~(C)の「形状をモデル化して測定した表面積及び体積(①測定値)」と「設計時のデータの表面積及び体積(②設計値)」を比較した結果,の範囲の差異があった。3軸とも同じ傾向であり、低圧タービンロータ車軸(A)の値を以下に示す。



<補足>

・①測定値及び②設計値は端数処理してあり、比率(①/②)を計算しても合わないことがある。

・車軸全体の体積と車軸の密度(7.85g/cm³)を用いて重量を計算すると、①,②ともに145トンとなる。

(添付5) 表-4 放射能濃度の決定における不確かさ(1/10)

低圧車軸の構造及び汚染状況から,サンプリング測定を採用し,「評価単位」を構成する 代表「測定単位」の放射能濃度を基に「評価単位」の放射能濃度を決定する。放射能濃度は, 「放射能量」を「重量」で除して算出する。

「放射能量」を求める際の不確かさとして,放射線測定値,測定効率,測定条件及びデー タ処理に起因する不確かさを考慮する。具体的には,「重量設定」,「放射能換算係数の設定」, 「評価対象核種(⁶⁰Co)の計数率」及び「その他の測定条件の設定」において以下のとおり 不確かさを考慮する。

・「重量」は、その設定に必要な「体積」の設定に不確かさがあるものとして、重量の設定 を行う。

・「放射能換算係数」に関しては、以下の3ケースを代表例として、不確かさの度合いを 算出する。

放射能換算係数	放射線測定装置	代表例	
<i>∽</i> – 7 ∧	Ge 半導体検出器	低圧車軸(B)第7-7段間	
$\gamma = \chi \mathbf{A}$	NaI シンチレーションサーベイメータ	低圧車軸(B)第7段の通気穴	
ケース B	Ge 半導体検出器	低圧車軸(B)第14段翼取付部	

・「評価対象核種(⁶⁰Co)の計数率」は、測定した計数率に不確かさがあるものとして放射 能濃度を評価する。

・その他, 放射能濃度の決定に必要な「狭隘部の放射能量」及び「検出限界値」に不確か さがあるものとして測定条件を設定する。

測定及び評価の方法が,上記で抽出した不確かさを考慮して,どの程度保守的になってい るか,以下のとおり確認した。

(添付5) 表-4 放射能濃度の決定における不確かさ(2/10)

(1)	重量設定
· ·	-	/	

No.	不確かさの 項目	内容	不確かさ の度合い
1	代表「測定単 位」の選定	 「評価単位」を構成する「測定単位」のうち「測定 領域」の数が最大の「測定単位」を代表「測定単 位」に選定する。 	
2	形状の モデル化		

(添付5) 表-4 放射能濃度の決定における不確かさ(3/10)

(2) 放射能換算係数の設定の不確かさ

代表例3ケースの不確かさの度合いは、不確かさを考慮した本申請の評価値(後述の一 覧表のaの値)を基に、不確かさの各項目に着目し、放射能量の比を算出する。

(1/4)

No	不確かさ	内穴	不確かさ
110.	の項目	L 3/12	の度合い
1			
2			

(添付5) 表-4 放射能濃度の決定における不確かさ(4/10)

(2/4)

N	不確かさ		不確かさ
INO.	の項目	四谷	の度合い
3			
4			
4			

No.	不確かさ の項目	内容	不確かさ の度合い
5			
6			

(添付 5) 表-4 放射能濃度の決定における不確かさ(5/10)

(3/4)

(添付5) 表-4 放射能濃度の決定における不確かさ(6/10)

(4/4)

No.	不確かさ	内容	
	の項目	內谷	の度合い
7			

(添付5) 表-4 放射能濃度の決定における不確かさ(7/10)

・放射能換算係数(ケース A)の不確かさの度合いの一覧表

(添付5) 表-4 放射能濃度の決定における不確かさ(8/10)

・放射能換算係数(ケース B)の不確かさの度合いの一覧表

(添付5) 表-4 放射能濃度の決定における不確かさ(9/10)

No.	不確かさ	中应	不確かさ
	の項目	内谷	の度合い
1	評価に用		
	いる評価		
	対象核種		
	(^{60}Co)		
	の計数率		

(3)評価対象核種(60Co)の計数率の不確かさ

(添付 5) 表-4 放射能濃度の決定における不確かさ(10/10)

No.	不確かさ		不確かさ
	の項目	内谷	の度合い
1			
2			

(4) その他の測定条件の設定の不確かさ

添付書類 六

放射線測定装置の選択及び測定条件の設定

に関する説明

放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に関する説明

1. 放射線測定装置の選択

- ・放射能濃度の測定に使用する放射線測定装置は、対象物の形状、材質、「評価 単位」、汚染の状況に応じた適切なものを選択し、測定効率が適切に設定され ている放射線測定装置とする。
- ・評価対象核種(⁶⁰Co)はγ線を放出する核種であり、γ線を測定すること及び 対象物が複雑な形状でないことから、放射線測定装置は直接表面汚染を測定 できる汎用の Ge 半導体検出器又は NaI シンチレーションサーベイメータを 用いる。
- ・原則として ⁶⁰Co が放出する y 線測定によく用いられる汎用の Ge 半導体検出 器を用いることとし、「添付書類五」(3.項 放射能濃度の決定方法)に記載 のとおり、代表「測定単位」の中で低圧車軸のカップリング穴等の Ge 半導体 検出器が近接できない箇所は汎用の NaI シンチレーションサーベイメータを 用いて測定するが、NaI シンチレーションサーベイメータが近接できない狭 隘部は表面汚染密度の代表値を用いて当該箇所の放射能量とする。
- ・表面汚染密度の測定には、汎用の GM 管式サーベイメータ又はプラスチック シンチレーション式サーベイメータを用いる。
- ・「測定領域」の放射能量測定に用いる Ge 半導体検出器及び NaI シンチレー ションサーベイメータの主要な仕様は「(添付 6) 図-1」に示すとおりであ る。
- ・表面汚染密度の測定に使用する GM 管式サーベイメータ及びプラスチックサ ーベイメータの主要な仕様は「(添付 6) 表-1」に示すとおりである。
- ・放射線測定装置の仕様に関わるパラメータは、「(添付 6) 表-2」に示すとおり、標準線源を使用した測定により適切に設定してあることを確認した。

2. 放射線測定装置の測定条件

- 2. 1 Ge 半導体検出器及び NaI シンチレーションサーベイメータを用いた 測定及び測定条件
- ・Ge 半導体検出器及び NaI シンチレーションサーベイメータを用いた測定では、低圧車軸と放射線測定器を回転又は移動させ、「測定領域」が放射線測定器の測定範囲に入るようそれぞれの位置を設定して計数率(Ge 半導体検出器の場合は 1.333MeV のγ線)を測定する。

- 対象物と放射線測定器の位置関係が所定の位置にあることを確認及び記録するとともに、実際の測定条件が放射能換算係数を計算した測定条件の範囲内になるように管理する。
- ・測定で得られた計数率を基に評価対象核種(⁶⁰Co)の放射能濃度を求める方法 は、「添付書類五」(3.項 放射能濃度の決定方法)に記載のとおりである。
- ・測定条件は,基準値(代表「測定単位」の D/C (⁶⁰Co) が 1) 以下であること を測定できるように設定する。
- ・Ge 半導体検出器及び NaI シンチレーションサーベイメータの測定条件として,「(添付 6) 図-1」に示すとおり,検出限界値,測定時間等を考慮する。

2.1.1 検出限界値

(1) Ge 半導体検出器

- ・Ge 半導体検出器の検出限界値は、計数率の統計的誤差を考慮しても基準値以下であることの判断が可能となるよう検出限界計数率相当で 0.05Bq/g(評価対象核種(⁶⁰Co))以下とする。
- ・測定した計数率が検出限界値未満であった場合,検出限界計数率を評価に用い る測定値とする。
- ・検出限界値(Bq/g)は、日本原子力学会標準を参考に(6-1)式により、検出限界計数率(s⁻¹)に相当する放射能量(Bq)を放射能換算係数(Bq/s⁻¹)から求め、これを代表「測定単位」の重量(g)で除して放射能濃度(Bq/g)として求める。その際、バックグラウンドの変動及び遮へいの影響を考慮する。(参考文献 1~3)

$$A_{d} = CF_{Ge} \cdot \frac{\frac{k^{2}}{t_{T}} + \sqrt{\left(\frac{k^{2}}{t_{T}}\right)^{2} + 4(1 - k^{2}r_{2}^{2})k^{2}\left[\frac{n_{B} + m_{Co}}{t_{T}} + \sigma_{B}^{2} + \sigma_{mco}^{2}\right]}{2(1 - k^{2}r_{2}^{2})} \cdot \frac{1}{W}$$
(6-1)

ここで,

- A_d : 検出限界値(Bq/g)。
- k : cap (k=3) (-).
- t_T : 測定時間 (s)。
- n_B : バックグラウンド計数率 (s⁻¹)。
- σ_B : n_B の標準誤差 (s⁻¹)。
- m_{co} : 「測定領域」以外の評価対象核種 (^{60}Co) の γ 線の計数率 (s⁻¹)。
- σ_{mco} : m_{Co} の標準誤差 $(s^{-1})_{\circ}$
- *CF_{Ge}* : 放射能換算係数 (Bq/ s⁻¹)。
- r₂ : 放射能換算係数の相対誤差(-)。
- *W* : 不確かさを考慮した代表「測定単位」の重量(g)。
- ・ n_B , σ_B , m_{Co} 及び σ_{mco} はスペクトル解析によって求める。
- ・r2は放射能量を大きく評価するよう放射能換算係数を設定することから0%とする。
- ・ m_{Co} は、測定した計数率 (N_{Ge}) が検出限界計数率以上の場合、対象物と検出器の間を 遮へいして評価対象核種 (60 Co) が放出する γ 線の計数率 (s^{-1}) を測定し、遮へいを透 過した γ 線を補正して「測定領域」以外からの γ 線の計数率 m_{Co} (s^{-1}) として求める。 対象物を測定した結果、 N_{Ge} が検出限界未満であった場合、 $m_{Co}=0$ とする。
- ・代表「測定単位」が複数の「測定領域」で構成される場合、「添付書類五」(3.
 項 放射能濃度の決定方法)に記載のとおり、(6-1)式では、各「測定領域」の検出限界計数率(s⁻¹)に相当する放射能量(Bq)を合計した値を代表「測定単位」の重量(g)で除して放射能濃度(Bq/g)として求める。
- ・計数率の統計的誤差を考慮しても基準値を下回る測定ができることを確認す るため、「(添付 6) 表-3」に示すとおり、検出限界値(0.05Bq/g)に相当す る検出限界計数率の不確かさ(1.645 σ)を考慮して評価した結果、基準値を 下回ることを確認した。

(2) NaI シンチレーションサーベイメータ

- NaI シンチレーションサーベイメータを用いて測定する場合,測定した計数 率がバックグラウンドを含め全て「測定領域」の評価対象核種(⁶⁰Co)のもの とし,検出限界計数率は設定しない。
- ・NaI シンチレーションサーベイメータを用いて測定する場合の計数率の統計 的誤差は,「(添付 5) 表-2」に示すとおり,測定した計数率がバックグラウ

ンドを含めた計数率(グロス計数率)であり,正味計数率の統計的誤差はバッ クグラウンド計数率よりも十分小さいことから,グロス計数率を評価に用い る計数率とすることに問題ないことを確認した。

2.1.2 測定時間

(1) Ge 半導体検出器

- ・測定時間は、放射線測定装置の統計的誤差を加えても代表「測定単位」のD/C (評価対象核種(⁶⁰Co))が1以下であることの判断が可能となるよう、バッ クグラウンド及び遮へいの影響を考慮し、測定毎に代表「測定単位」において 検出限界計数率相当で0.05 Bq/g(評価対象核種(⁶⁰Co))以下になる測定時間 を設定して測定を行う。
- ・「測定領域(1)」の測定に要する時間は、放射能換算係数(ケースA)及び (ケースB)ともに、長くても数分である。

(2) NaI シンチレーションサーベイメータ

- ・NaI シンチレーションサーベイメータの測定時間は,放射線測定装置の特性上,統計的な誤差が小さい時定数 30 秒の 3 倍である 90 秒以上とする。
- ・代表「測定単位」が複数の「測定領域」で構成される場合,代表「測定単位」 において検出限界計数率相当で 0.05Bq/g(評価対象核種(⁶⁰Co))以下となる よう,他の「測定領域」の寄与を考慮して測定時間を設定する。

2. 2 GM 管式サーベイメータ及びプラスチックシンチレーション式サーベ イメータを用いた測定及び測定条件

- ・GM 管式サーベイメータ及びプラスチックシンチレーション式サーベイメー タを用いた測定は,狭隘部の放射能量を設定する際の設定条件となる表面汚 染密度を確認するために行う。
- ・表面汚染密度は、「添付書類二」(3. 項 対象物の汚染の状況)に記載のと おり、事前調査にて確認した値(除染前に汚染が顕著に確認された第7-8 段 間の除染後における当該箇所の平均値で1.7×10⁻¹Bq/cm²)に余裕を見て保守 的2.0 Bq/cm²を代表値として設定する。
- ・対象物は、現在、汚染のおそれのある管理区域に汚染防止措置を施して保管している。測定及び評価にあたり、対象物を保管している場所を汚染のおそれのない管理区域に変更する際、表面汚染密度が2.0Bq/cm²未満であることを確認する。

2.2.1 測定方法

- ・表面汚染密度の測定は、JIS Z 4504:2008 「放射性表面汚染の測定方法-β 線放出核種(最大エネルギー0.15MeV以上)及び α 線放出核種」に準拠して 行う。(参考文献 4)
- ・原則として直接測定法で対象物の表面汚染密度が 2.0Bq/cm² 未満であること を確認する。

2.2.2 測定条件

・2.0Bq/cm² 未満の表面汚染密度を測定するため,「(添付 6) 表-1」に示す BG 計数率,機器効率,線源効率から検出限界値を算出し,対象物の表面汚染密度 が 2.0Bq/cm²を下回るように測定条件を設定する。

2.3 評価

- ・代表「測定単位」を構成する「測定領域」のうち Ge 半導体検出器を用いて測定した「測定領域」の計数率が全て検出限界計数率未満であり、かつ検出限界計数率相当で代表「測定単位」の放射能濃度が 0.05 Bq/g(評価対象核種(60Co))以下とならない場合、測定条件を見直して再測定を行うか、再除染し再測定を行う。
- ・測定の結果,「評価単位」のD/C(評価対象核種(⁶⁰Co))が1以下となること を確認する。1以下とならない場合,測定条件を見直して再測定を行うか,再 除染し再測定を行うか又は放射能濃度確認対象物から除外する。(参考文献5)

3. 点検・校正

- ・放射線測定装置は使用前に日常点検を行う。
- ・放射線測定装置は1年に1回,定期点検を行う。定期点検では,検出器の点 検・校正を行う。
- ・Ge 半導体検出器の日常点検では,標準線源(60Co)を使用し,Ge 半導体検出 器の検出効率が放射能換算係数を求めたときに設定範囲内であること²⁰を確 認する。
- ・その他、点検で実施する項目は次のとおりである。外観確認、電源供給状態、 動作確認、設定時刻確認、ドリフトチェック(エネルギーピークのシフトの確認)。

- Nal シンチレーションサーベイメータの日常点検では、検出効率の確認、印加 電圧の確認及びバッテリー確認を行う。
- ・GM 管式サーベイメータ及びプラスチックシンチレーション式サーベイメー タの日常点検では,機器効率の確認,印加電圧の確認及びバッテリー確認を行 う。

参考文献

- 1. 文部科学省放射能測定法シリーズ「ゲルマニウム半導体検出器によるガン マ線スペクトロメトリー」(平成4年改訂)
- 日本原子力学会標準「ウラン取扱施設におけるクリアランスの判断方法: 2010」
- 3. 「ガンマ線分析詳細仕様説明書 Gamma Studio, SEIKO EG&G (Rev.3.0.0.0) (2010.09)」
- 4. JIS Z 4504:2008 「放射性表面汚染の測定方法-β線放出核種(最大エネ ルギー0.15MeV以上)及びα線放出核種」
- 5. 「放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の 放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準」(令和2年8月13日施 行,原規規発第2007294号,原子力規制委員会決定。)

添付書類 六 図表リスト

- (添付 6) 図-1 放射線測定装置の主要な仕様及び測定条件
- (添付 6) 表-1 表面汚染密度の測定方法及び測定条件
- (添付 6) 表-2 放射線測定装置の性能の確認
- (添付6)表-3 検出限界値の設定

(添付 6) 図-1 放射線測定装置の主要な仕様及び測定条件

	Ge 半導体検出器	NaI シンチレーション
		サーベイメータ
放射線測	測定方法:γ線スペクトル測定法 ¹⁾	測定エネルギー範囲:
定装置の	相対効率:40%以上	50keV以上
仕様		測定範囲:0~30k s⁻¹
検出限界	バックグラウンドの変動及び遮へいの影響を考慮し	評価に用いる測定した計
値	て検出限界計数率相当で 0.05Bq/g(評価対象核種	数率は, バックグラウンド
	(60Co))以下となるように測定条件を設定する。	を含めた計数率であるこ
	その際,「測定単位」を複数の「測定領域」で構成	とから,検出限界計数率は
	する場合,他の「測定領域」の寄与を考慮する。	設定しない。
測定時間	代表「測定単位」において検出限界計数率相当で	時定数 30 秒の 3 倍である
	0.05Bq/g以下となる測定時間を設定する。	90 秒以上とする。
	その際,「測定単位」を複数の「測定領域」で構成	
	する場合,他の「測定領域」の寄与を考慮する。	
コリメータ	5.0cm 厚の鉛遮へいである 180 度コリメータを使用	必要に応じて使用する。
	する。	

・放射線測定装置を用いた測定に関する主要な仕様及び測定条件を以下に示す。

1) 文部科学省放射能測定法シリーズ「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」(平成4年改訂)

(添付 6) 表-1 表面汚染密度の測定方法及び測定条件(1/2)

表面汚染密度の測定は,狭隘部の放射能量の設定条件となる表面汚染密度を確認する ために行う。測定及び評価にあたり,対象物を保管している場所を汚染のおそれのない管 理区域に変更する際,表面汚染密度が 2.0Bq/cm²未満であることを確認する。

- 1. 測定方法
- ・表面汚染密度の測定は、JISZ 4504:2008 「放射性表面汚染の測定方法-β線放出核種 (最大エネルギー0.15MeV 以上)及びα線放出核種」に準拠して行う。
- ・原則,直接測定法とし,対象物の表面汚染密度が2.0Bq/cm²未満であることを確認する。 ただし,対象物は低圧車軸であり原子炉格納容器外の機器であるため放射化による汚染 は有意ではなく,二次的な汚染による固着性汚染は除染によって取り除き表面汚染は遊 離性汚染のみとなることから,直接測定法が困難な場合は間接測定法を用いる。
- ・直接測定法は測定器を用いて遊離性表面汚染及び固着性表面汚染を直接的に測定する方法であり、間接測定法は拭き取りによって、遊離性表面汚染を間接的に測定する方法である。
- 2. 測定条件
- ・2.0Bq/cm² 未満の表面汚染密度を測定するため,BG 計数率,機器効率,線源効率等から 検出限界値を算出し,対象物の表面汚染密度が 2.0Bq/cm² を下回るように測定条件を設 定する。
- (1) 直接測定法
 - ・直接測定法は,対象物表面と測定器の距離を測定器の仕様の範囲内に維持し表面汚染密度を測定する。

測 定 器	检山聖	GM 管式	プラスチックシンチレーショ
	沢口谷	サーベイメータ	ン式サーベイメータ
	型式**	TGS-146B	TCS-316
	窓面積	$19.6~\mathrm{cm}^2$	$100~{ m cm}^2$
測定条件	卷号华外	200/(600) NL	50%/2π±25%以内
	陇碚刈平		$(37.5 \sim 62.5\%)$
	線源効率	0.4 (-)	0.4 (-)
	走査速度	2cm/sec 以下	8cm/sec 以下
	測定場所の BG 条件	150cpm 以下	600cpm 以下
	検山四田はの恋認	対象物の表面汚染密度が 2.0Bq/cm ² を下回る値であること	
	(央山PK7F/但07/推認	を確認する。	

・直接測定法の測定条件を下表に示す。

※代表型式である。

(添付 6) 表-1 表面汚染密度の測定方法及び測定条件(2/2)

(2) 間接測定法

・間接測定法は、まず、スミア布を用いて約900cm²を拭き取り、対象物の全面のスクリーニング(汚染の有無)を実施する。汚染がある場合は最大値の箇所を、汚染がない場合は代表点を、スミアろ紙を用いて100cm²を拭き取り、測定する。表面汚染密度を算出する際の拭き取り効率は0.1とし、GM管式サーベイメータを用いて測定する。
 ・間接測定法の測定条件を下表に示す。

測	検出器	GM 管式サーベイメータ	
定	型式*	TGS-146B	
器	窓面積	$19.6 \mathrm{cm}^2$	
測定条件	機器効率	30% (⁶⁰ Co) 以上	
	線源効率	0.4 (-)	
	拭き取り面積	$100 \ \mathrm{cm}^2$	
	拭き取り効率	0.1 (-)	
	測定場所の BG 条件	定場所の BG 条件 150cpm 以下	
	検出限界値の確認	対象物の表面汚染密度が 2.0Bq/cm ² を下回る値であることを確認する。	

※代表型式である。

(添付6) 表-2 放射線測定装置の性能の確認(1/2)

測定及び評価に用いる放射線測定装置「Ge 半導体検出器及び NaI シンチレーションサー ベイメータ」及び表面汚染密度の測定に用いるサーベイメータ「GM 管式サーベイメータ及 びプラスチックシンチレーション式サーベイメータ」の要求性能及び性能検証を下表に示 す。

No.	項目	内容	性能検証
1-1	相対効率		
	(%)		
1-2	距離		
	補正係数		
	$1/rac{\eta}{4\pi}$		
	$(Bq \cdot mm^{-2/s^{-1}})$		
	5 -1-		
1-3	角度		
	依存効率		
	g(heta)		
	(-)		
1-4	遮へい		
	補正係数		
	μ		
	(mm^{-1})		

(1) Ge 半導体検出器

(添付6) 表-2 放射線測定装置の性能の確認(2/2)

No.	項目	内容	性能検証
2-1	測定範囲		
2-2	距離		
	補正係数		
	$1/\frac{\eta}{4\pi}$		
	$(\mathrm{Bq} \cdot \mathrm{mm}^{-2}/\mathrm{s}^{-1})$		
2-3	角度		
	依存効率		
	g(heta)		
	(-)		

(2) NaI シンチレーションサーベイメータ

<補足>

・NaI シンチレーションサーベイメータを用いる「測定領域」は、検出器と対象物との間に遮 へいとなる部分が存在せず、またバックグラウンドを含めた計数率で評価を行うことから、 Ge 半導体検出器とは異なり、遮へい補正係数は設定しない。

(3) GM 管式サーベイメータ(型式: TGS-146B)

No.	項目	内容	性能検証
3-1	機器効率 (%)	・測定結果 30%(⁶⁰ Co)以上。	 ・1年に1回の定期点検で確認する。

(4) プラスチックシンチレーション式サーベイメータ (型式: TCS-316)

No.	項目	内容	性能検証
4-1	機器効率	・測定結果 50%/2π±25%以内	・1年に1回の定期点検で確認する。
	(%)	$(37.5\%{\sim}62.5\%)$ $_{\circ}$	

(添付 6) 表-3 検出限界値の設定(1/3)

検出限界値(0.05Bq/g:評価対象核種⁶⁰Co)に計数率の統計的誤差(1.645σ)を考慮しても,基準値を下回ることを以下のとおり確認した。

<確認方法>

・検出限界値(Bq/g)が0.05Bq/g(評価対象核種⁶⁰Co), すなわち D/C(⁶⁰Co)が0.5となる検出限界計数率を「添付書類六」の(6-1)式を用いて算出し、その検出限界計数率に計数率の統計的誤差(1.645σ)を考慮した場合のD/C(⁶⁰Co)を算出する。この値が基準値(D/C=1)を下回ることを確認する。

(添付 6) 表-3 検出限界値の設定(2/3)

添付書類 七

放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法 に関する説明

放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関する説明

・対象物の保管場所に関する主な説明は、本文「九 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法」に記載のとおりである。放射能濃度の測定及び評価に伴う対象物の基本処理フローを「(添付 7) 図-1」、管理事項の一覧を「(添付 7) 表-1」に示す。具体的には以下のとおりである。

1. 共通事項

- ・測定及び評価にあたっては、放射性物質による追加的な汚染が生じないように
 区画してハウスを設置することで「保管エリア」を汚染のおそれのある管理区
 域から汚染のおそれのない管理区域に変更し、同じ場所を「測定エリア」として、各低圧車軸を構成する全ての「評価単位」の測定及び評価を行う。
- ・対象物は切断して容器に収納することはせず一体で取り扱い、対象物の「保管 エリア」、「測定エリア」及び「確認待ちエリア」(「保管エリア等」)は、放射 性物質による追加的な汚染²¹が生じないよう立入防止のための柵を設置し出 入口を施錠して保管管理する。
- ・「保管エリア等」は,放射能濃度確認担当部署の責任者の承認を受けた者以外 の者が立ち入らないように,区画,施錠により制限する。
- ・定期的に保管状況の確認を行う。
- ・対象物が「測定前」,「測定中」,「測定済み(国の確認前)」あるいは「確認済み(国の確認を受けた物)」であることが分かるように識別管理する²²。
- ・放射能濃度の測定後の対象物に放射性物質による追加的な汚染が生じないように管理するとともに、放射能濃度の測定から国の確認までの間、厳格な品質管理を行う。
- ・対象物を運搬する際,追加的な汚染のおそれがない経路を選定する。経路は原 則汚染のおそれのない管理区域とする。汚染のおそれのある管理区域を選定 する場合は、対象物を養生し追加的な汚染防止措置を講じる。
- ・国の確認を受けた物は、核燃料物質による汚染が無いものとして扱うとともに、追加的な汚染が生じないように管理する。
- ・これらの対象物の取扱いに関する事項を浜岡原子力発電所原子炉施設保安規 定及び社内規定に定めて実施するとともに,継続的に改善していく。

²¹「保管エリア等」は、原子炉の運転および停止期間において放射化汚染の影響はなく、 二次的な汚染を対象とし、追加的な汚染を防止する。

²² 対象物は異物が混入する構造になっていないため、異物混入状況を確認するための措置 として測定時にモニタ撮影することはしないが、車軸毎に測定状態が分かるように識別 管理を行う。

2. 保管エリア

- ・放射能濃度の測定及び評価を行うまで対象物を保管する場所を「保管エリア」
 という。
- 「保管エリア」は汚染のおそれのある管理区域であるが、測定及び評価にあたり当該場所を「測定エリア」に変更する際に汚染のおそれのない管理区域となる場合がある。そのため「保管エリア」は区画により異物の混入及び追加汚染を防止する。
- ・対象物は必要に応じて除染する場合がある。その場合、除染および表面汚染密度の測定は「保管エリア」で行う。

3. 測定エリア

- ・放射能濃度の測定及び評価を行う場所を「測定エリア」という。
- ・「測定エリア」は汚染のおそれのない管理区域とし、区画内にハウスを設置す ることにより異物の混入及び追加汚染を防止する。
- ・「測定エリア」内では対象物の測定前後を識別管理する。
- ・各低圧車軸を構成する全ての「評価単位」の測定及び評価を行った結果、車軸 毎に全ての「評価単位」において評価対象核種(⁶⁰Co)のD/Cが1以下とな ることを確認した低圧車軸は、国の確認を受けるために、「測定エリア」の場 所を「確認待ちエリア」に変更して管理する。
- 「測定エリア」の場所を「確認待ちエリア」に変更するケースで「測定エリア」
 内に複数の低圧車軸が存在する場合は、先に測定及び評価を終えた低圧車軸
 に追加汚染防止の措置を講じて保管し、「測定エリア」内の全ての低圧車軸の
 測定及び評価を終えた段階で、「測定エリア」の場所を「確認待ちエリア」に
 変更する。
- ・測定及び評価の結果、「添付書類三」(2.項 評価対象核種の選択結果)に記載のとおり、車軸毎に全ての「評価単位」のD/C(⁶⁰Co)が1以下となることを確認し、令和12年4月1日までに国の確認の申請を行う。
- ・測定及び評価を行った結果,「評価単位」の D/C (⁶⁰Co) が 1 を超える場合, 当該車軸は測定条件を見直して再測定を行うか再除染し再測定を行うか,あ るいは当該車軸を放射能濃度確認対象外とする。

4. 確認待ちエリア

- ・国の確認を受ける対象物を国の確認が終わるまで保管する場所を「確認待ちエ リア」という。
- ・「確認待ちエリア」は汚染のおそれのない管理区域とし、区画内にハウスを設置することにより異物の混入及び追加汚染を防止する。

- ・「確認待ちエリア」内では対象物の確認前後を識別管理する。
- ・国の確認を受けた対象物は、核燃料物質による汚染が無いものとして扱い、 発電所敷地内の非管理区域へ運搬し、発電所からの搬出まで追加的な汚染が 生じないように管理する。対象物を運搬する際、上記 1. 項に記載のとお り、追加的な汚染防止措置を講じる。

添付書類 七 図表リスト

(添付 7) 図-1 対象物の基本処理フロー
(添付 7) 表-1 管理事項

(添付7) 図-1 対象物の基本処理フロー(1/2)

対象物の処理状況に応じて「保管エリア」,「測定エリア」及び「確認待ちエリア」の順 に変更させることで,処理状況に則した管理を行う。なお,バックグラウンドの有意な上 昇,プラント運営に必要な干渉物が発生した場合は,エリアの場所を変更する場合もあ る。



- 1) 実施済。必要に応じて、追加で実施する場合もある。
- 2) 測定結果が基準値を満足しない場合,再除染又は放射能濃度確認対象外とする。
- 3) エリア及び対象物の表面汚染密度などを測定し、汚染のおそれのない管理区域の基準 値を下回っていることを確認し、管理図1から管理図2に変更する。
- 4) 運搬,処理・再利用(加工)の都合により,必要に応じて,切断して運搬する場合も ある。その際,汚染が有意な部分のみを切断して扱うことはない。

(添付7) 図-1 対象物の基本処理フロー(2/2)



管理図1 汚染のおそれのある管理区域(保管エリア)

管理図2 汚染のおそれのない管理区域(保管エリア*2,測定エリア,確認待ちエリア)



^{※1} ハウス内はタービン建屋の給気ダクトより外気を取り込むことにより, 追加の汚染 が生じないようにする。

※2 「保管エリア」を「測定エリア」に変更する際,一時的に汚染のおそれのない管理 区域になる場合がある。
(添付7)表-1 管理事項

各エリアにおける管理事項を以下に示す。



1) 原子炉の運転及び停止期間において放射化汚染の影響は無く、二次的な汚染を対

象とし、二次的な汚染の追加汚染防止措置を講じて対象物を保管する。

2) 当該以外でも、必要に応じて実施する。

添付書類 八

放射能濃度の測定及び評価に係る 品質マネジメントシステムに関する説明

放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関する説明

- ・放射能濃度の測定及び評価に係る品質保証の体制を、審査基準の要求事項を 踏まえ、保安規定等に定める。
- ・放射能濃度の測定及び評価並びに対象物の保管管理を高い信頼性をもって実施し、これらを維持・改善するための品質保証活動を次のとおり実施する。
- ・品質保証体制は社長をトップマネジメントとして構築し、体系化した組織及び文書類により、放射能濃度の測定及び評価のための一連の業務に係る計画、実施、評価及び改善のプロセスを実施するための品質保証計画を定める。
- ・対象物の発生から分別、放射能濃度の測定及び評価、保管管理、搬出、これら一連の管理に関する記録の作成及び保存並びに不適合発生時の処置を行う際には、以下の品質保証活動を実施し、放射能濃度の測定及び評価並びに対象物の保管管理に関する業務の信頼性を確保する。
- ・浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定,原子力品質保証規程及び品質保証計 画書並びにこれらに基づく下部規程に以下の事項を定めて実施するととも に、継続的に改善していく。

1. 責任の明確化

 ・放射能濃度の測定及び評価並びに対象物の保管管理に関する業務を統一的に 管理する者を、浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定に定め組織の中で明確 にする。

2. 教育·訓練

- ・放射能濃度の測定及び評価並びに対象物の保管管理に関する業務に必要な教育・訓練の実施事項を社内規定に定めて明確にし、当該業務を実施する者への教育・訓練の実施及び技能の維持を図る。
- ・放射能濃度の測定及び評価に必要な技能を習得した者が業務を実施するよう 社内認定を行う。

3. 放射線測定装置の管理

・放射能濃度の測定及び評価に使用する放射線測定装置は、定期的な点検・校正を社内規定に定め実施する。

4. 対象物の管理

 対象物とそれ以外が混在することがないように、対象物の識別を社内規定に 定め実施する。

5.業務の実施

・放射能濃度の測定及び評価並びに対象物の保管管理に関する業務は、浜岡原 子力発電所原子炉施設保安規定、原子力品質保証規程及び品質保証計画書に 基づく下部規程に具体的業務を定めて、業務を実施する。

6. 評価及び改善

- ・放射能濃度の測定及び評価並びに対象物の保管管理に関する業務を定められた手順のとおり実施するため、定期的に内部監査等を行い、必要に応じて改善を図る。
- ・放射能濃度の測定及び評価並びに対象物の保管管理に関する業務において、
 不具合及びヒューマンエラーを発生させないよう努める。
- ・不適合が発生した場合、すみやかに是正処置を行うとともに、必要に応じて
 予防処置を講ずる。
- ・放射能濃度の測定及び評価並びに対象物の保管管理に関する業務は、運用実 績を反映し、適宜、手順の見直し及び管理の充実を図る。

以上

(参考) 用語集

1. 二次的な汚染の生成メカニズム

二次的な汚染の親元素が原子炉で順次照射されて放射性物質となり,その都度,対象 物に付着する。放射性物質の付着は運転中に徐々に進行し,付着後,放射性物質は放 射性崩壊により減衰することによって二次的な汚染が生ずる。

2. 基準値

規則別表第2欄の放射能濃度。規則別表第2欄の放射能濃度の単位はBq/kgとなっているが、本申請書では放射能濃度の単位はBq/gとして扱う。

3. 規則

「工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則」(令和2年8月13日施行,原子力規制委員会規則第16号)。

4. 規則 33 核種

「工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射 線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する 規則」(令和2年8月13日施行,原子力規制委員会規則第16号)別表第1欄の放射 性物質のうち,「放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物 質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準」(令和2年8月13日施行, 原規規発第2007294号,原子力規制委員会決定。)別記第1号に掲げる33種類の放 射性物質。

5. 国の確認

法第61条の2第1項に基づく放射能濃度の確認。

6. 形状のモデル化

7. ケースA

放射線測定装置の検出器と「測定領域」との位置関係により、検出器と「測定領域」 の間に遮へいとなる部分が存在しない場合。具体的には、「(添付 5) 図-2」に示す、 「測定領域」内で応答関数(s⁻¹/Bq)が最も小さい位置に放射能量の全てが存在する として、放射能換算係数を設定するケース。

8. ケース B

放射線測定装置の検出器と「測定領域」との位置関係により、検出器と「測定領域」 の間に遮へいとなる部分が存在する場合。具体的には、「(添付 5) 図-2」に示す、 「測定領域」内を小領域に分割し、小領域内の放射能量が保守的に存在するとして、 放射能換算係数を設定するケース。

9. 主蒸気中の¹⁷N線

主蒸気に含まれる中性子源(¹⁷N:半減期 約4秒)がβ崩壊して¹⁶Oになる際に放 出される中性子線。本申請の放射化汚染の線源。

10. 小領域

ケース B の放射能換算係数の設定において,「測定領域」内の放射能分布を考慮でき るよう「測定領域」内を分割した領域。小領域は,放射能分布を考慮する最小単位と する。

11. 審査基準

「放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準」(令和2年8月13日施行,原規規発第2007294号,原子力規制委員会決定。)

12. 測定単位

測定により放射能濃度を求める最小の重量単位。

13. 測定領域

「測定単位」のうち、単一の放射線測定装置で 1 回の測定で放射能量を測定する領域。「測定単位」の形状により「測定領域」は複数になる場合がある。

14. 低圧車軸

浜岡4号炉低圧タービンロータ車軸。

15. 二次的な汚染

放射性物質が付着することによる汚染。

16. 浜岡 1, 2 号炉解体撤去物

浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定 及び評価の方法の認可申請書(平成31年3月19日付け原規規発第1903191をもっ て認可)

17. 浜岡5号炉低圧タービンロータ

浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定 及び評価方法の認可申請書(平成26年5月1日付け原規規発第1404309号をもっ て認可)

18. 浜岡 4 号炉

浜岡原子力発電所4号原子炉施設。

19. 浜岡 5 号炉

浜岡原子力発電所5号原子炉施設。

20. 評価体系のモデル

応答関数を求める体系。具体的には「(添付5)図-3」に示すとおり、単位放射能量 に対する計数率を計算する「測定領域」の体系。

21. 評価対象核種

評価に用いる放射性物質。 放射能濃度算出核種における D/C の総和への寄与率が高く,対象物の判断に当たっ て放射能濃度測定・評価の対象となる放射性核種。

22. 評価単位

対象物の放射能濃度を判断する際に用いる重量単位。

23. 表面汚染密度

単位面積あたりの放射能量。 本申請では、⁶⁰Co相当の表面汚染密度は、「⁶⁰Co相当」の記載を省略する。

24. フォールアウト

福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物。

25. 法

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。

26. 放射化汚染

中性子線の照射を受け放射性物質が生成されることによる汚染。

27. 放射化学分析

物質に含まれる放射性核種の放射能を測定して,その核種の種類,量,濃度などを知 る化学分析法をいい,本申請では表面汚染密度の測定も含む。

28. 放射能濃度確認対象物(「対象物」と略称)

本申請において、国の確認の対象にしようとするもの。

29. 保管エリア等

保管エリア, 測定エリア, 確認待ちエリアの総称。

30. CP 核種

一次冷却設備から溶出した腐食生成物が炉心中性子で放射化されて生成した放射性 腐食生成物及び一次冷却水が炉心中性子で放射化されて生成する放射性物質。

31. FP 核種

燃料棒表面に付着したウランが炉心中性子で照射されて生成した核分裂生成物及び 中性子捕獲生成物。

32. $\Sigma D/C$

評価対象核種毎に算出された D/C を評価対象核種全体で総和を求めること。 D:評価値, C:基準値

33. 95%上限值

信頼の水準を片側 95%としたときの上限値。

以 上